

令和7年度

グリーン購入法 基本方針説明会資料

令和8（2026）年2・3月

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適性の表示

この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

グリーン購入法の仕組み

国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）

目的（第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について、

- ① 国等の公的部門における調達の推進 ⇒ 環境負荷の少ない持続可能な社会の構築
- ② 情報の提供など

国等における調達の推進

「基本方針」の策定（第6条）

各機関が調達方針を作成する際の基本的事項

国等の各機関（第7条、第8条） （国会、裁判所、各省、独立行政法人等）

毎年度「調達方針」を作成・公表

調達方針に基づき、調達推進

調達実績の取りまとめ・公表
環境大臣への通知

環境大臣が各大臣等に必要な要請（第9条）

地方公共団体・地方独立行政法人

（第10条）

- ・ 毎年度、調達方針を作成
- ・ 調達方針に基づき調達推進
（努力義務）

..... 環境調達を理由として、物品調達の総量を
増やすこととならないよう配慮（第11条）

事業者・国民（第5条）

物品購入等に際し、できる限り、
環境物品等を選択
（一般的責務）

情報の提供

製品メーカー等（第12条）

製造する物品等についての適切な環境
情報の提供

環境ラベル等の情報提供団体（第13条）

科学的知見、国際的整合性を踏まえた情
報の提供

国（政府）

- ◆ 製品メーカー、環境ラベル団体等が提供する情報を整理、分析して提供（第14条）
- ◆ 適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討（附則第2項）

令和7年度グリーン購入法基本方針説明会資料

環境物品等の調達に関する 基本方針の変更について

環境省大臣官房環境経済課



本資料の内容

1. グリーン購入法の概要
2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

1. グリーン購入法の概要

2

グリーン購入法の概要①

目的（法第1条）

環境負荷の低減に資する物品・役務
（環境物品等）について、



- 国等の公的部門における調達への推進
- 環境物品等に関する情報の提供 等



環境物品等
への需要の
転換の促進



環境負荷の少ない持続的発展が
可能な社会の構築

3

国及び独立行政法人等

責務、基本方針、
調達方針等

- 責務（法第3条）**
- 国等の機関による環境物品等の選択
 - ➔ 環境物品等への需要の転換の促進
 - グリーン購入の推進のため普及・啓発等の措置
 - ➔ 事業者・国民への働きかけ

「基本方針」の策定（法第6条）
グリーン購入の推進に関する基本的事項等

- ◇ 重点的に調達を推進すべき環境物品の種類（**特定調達品目**）
- ◇ 判断の基準及び基準を満たす物品等（**特定調達物品等**）の調達の推進に関する事項 等

- 各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、
- ➔ 毎年度、基本方針に即してグリーン購入の調達方針を定め・公表（法第7条）
 - ➔ 調達方針に基づき調達を推進
 - ➔ 調達実績の概要を取りまとめ・公表・環境大臣に通知（法第8条）

（取組が不十分な場合）
環境大臣が
各大臣等に
必要な要請
（法第9条）

4

地方公共団体等

責務（法第4条） ● グリーン購入の推進のための措置を講ずる

地方公共団体等のグリーン購入の推進（法第10条）

- ➔ 調達方針の作成
 - ➔ 特定調達品目については、調達を推進する環境物品等として定めるよう努める
- ➔ 調達方針に基づき調達を推進

事業者・国民

責務（法第5条） ● 可能な限り環境物品等の選択に努める

5

調達に当たっての配慮（法第11条）

環境物品等の調達を理由として、物品等の調達量の総量を増やすことのないよう配慮

情報の提供（法第12条、13条）

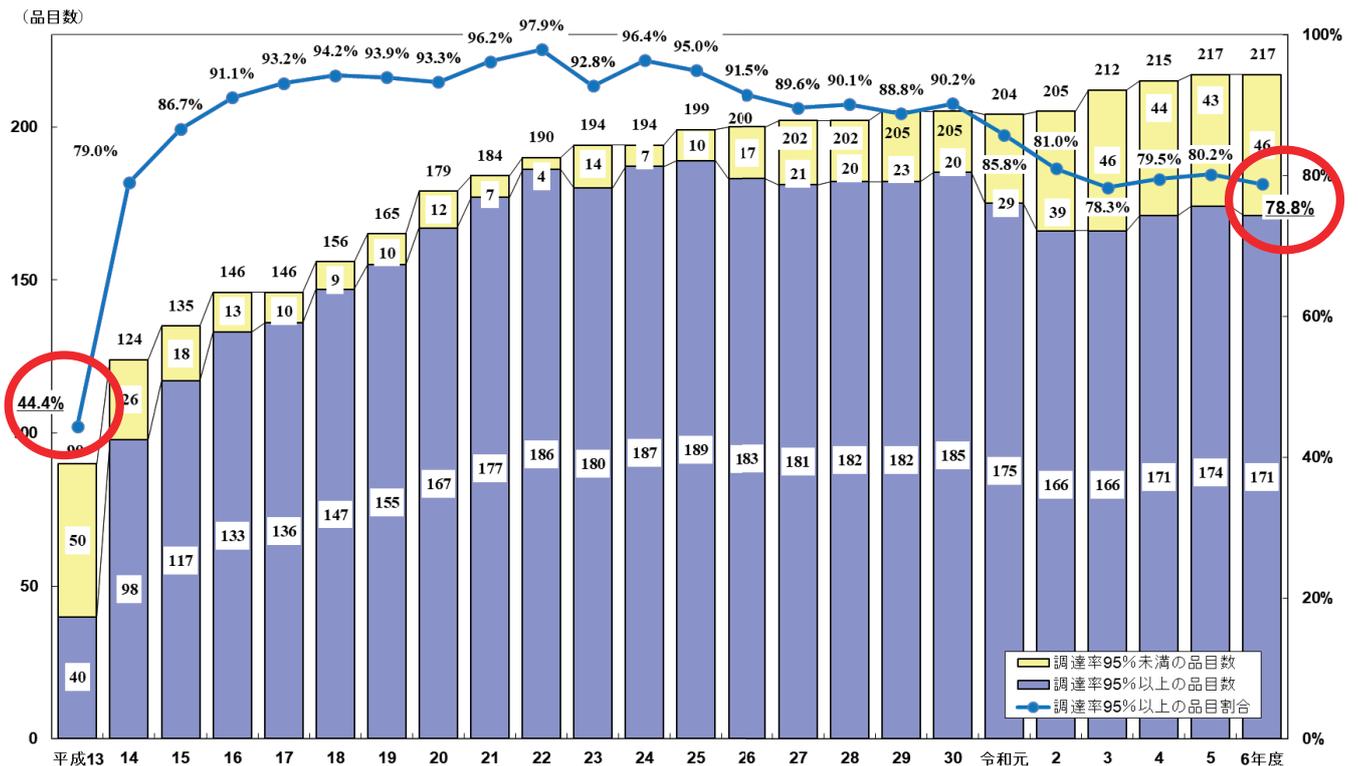
- 事業者は物品等の購入者に対し適切な環境情報の提供
- 環境ラベル等の情報提供団体は科学的知見、国際的整合性を踏まえた情報の提供

情報の整理等（法第14条、附則2項）

- 国は上記で提供された環境情報を整理、分析して提供
- 政府は適切な情報提供体制のあり方について引き続き検討

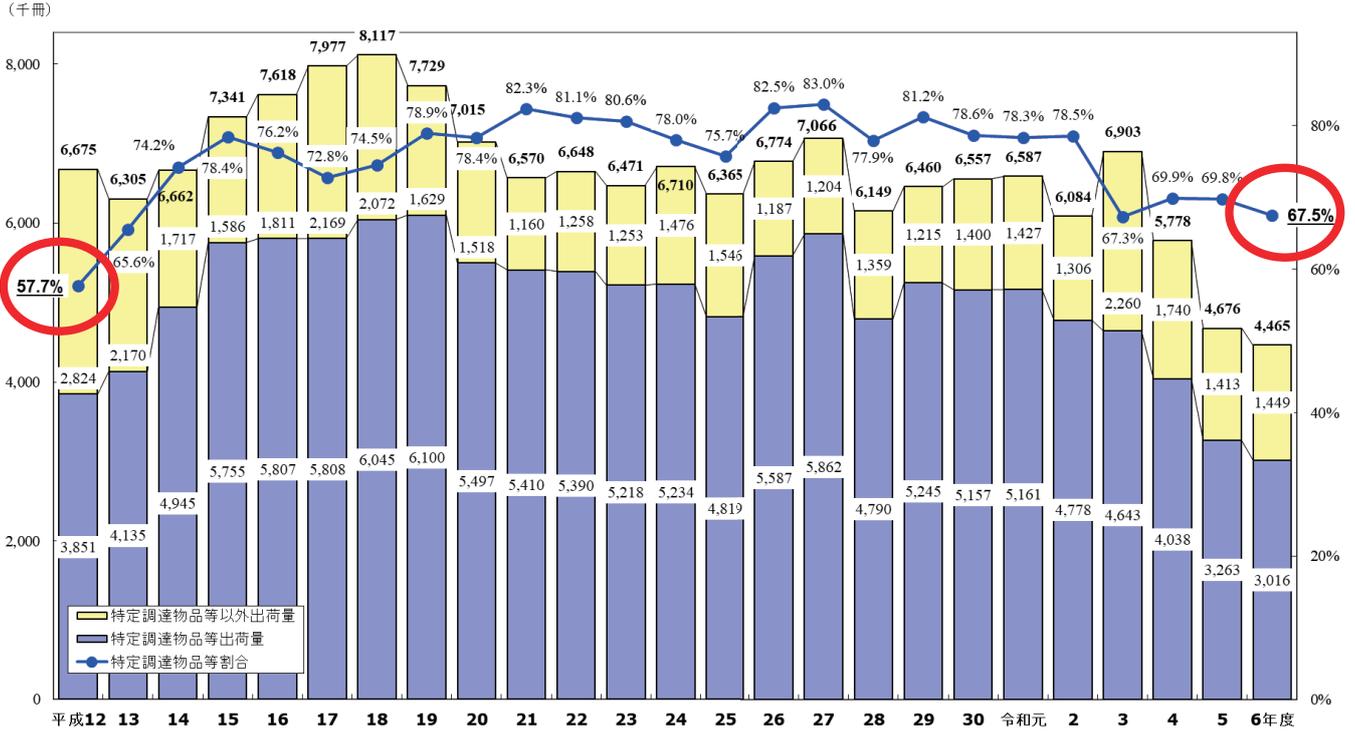
6

国等の機関の調達実績の推移



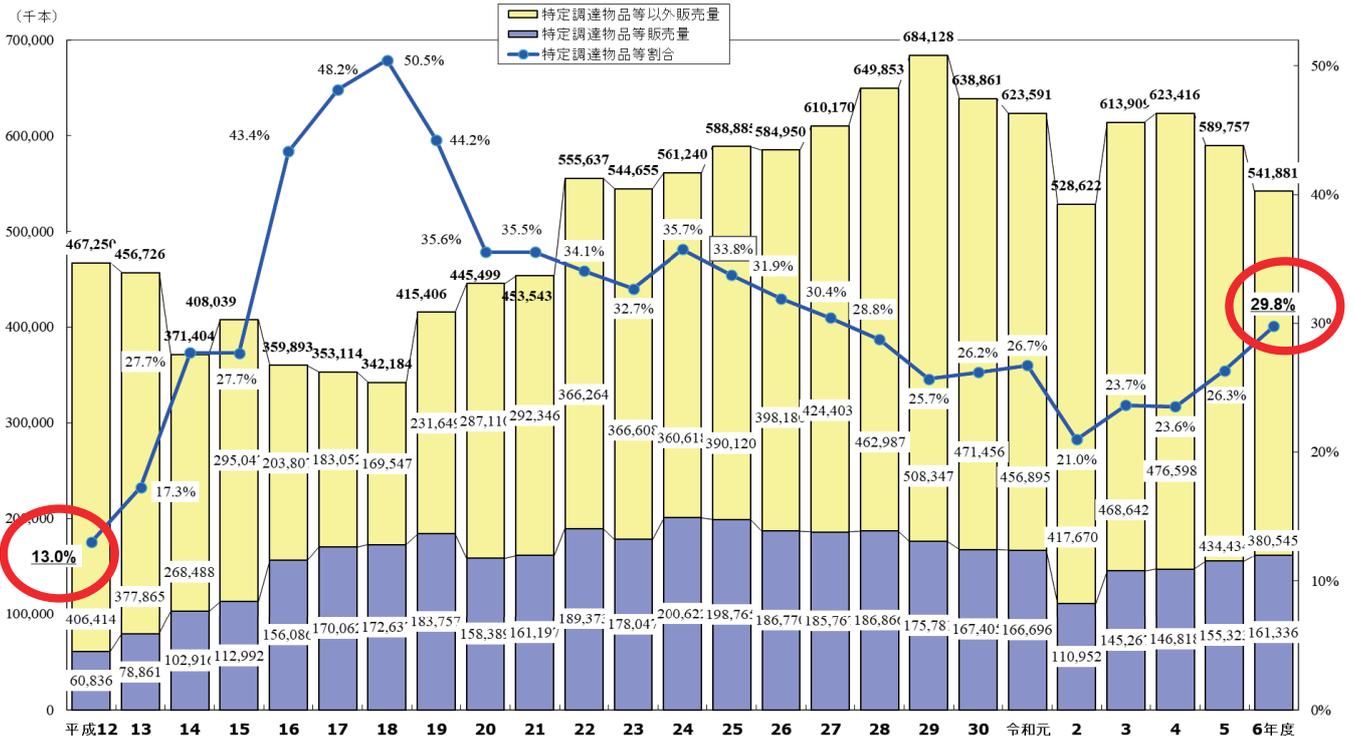
7

特定調達物品の国内出荷量及び割合



プラスチック製バイダーの国内出荷量及び特定調達物品の割合の推移

特定調達物品の国内販売量及び割合



ボールペンの国内販売量及び特定調達物品の割合の推移

基本方針における判断の基準（2段階の判断の基準を含む） 配慮事項の定義等

- 特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるもの
- 環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定
- 当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、より高い環境性能を示すものとして「基準値1」、最低限満たすべきものとして「基準値2」の2段階の判断の基準を設定する
- 現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定する

判断の基準	グリーン購入法第6条第2項第2号に規定する特定調達物品等（グリーン購入法に適合する物品・サービス）であるための基準
基準値1	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、当該品目における <u>より高い環境性能の基準であり、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していく基準</u> として示すもの
基準値2	判断の基準において2段階の判断の基準を設定している場合に、 <u>各機関において調達を行う最低限の基準</u> として示すもの
配慮事項	特定調達物品等であるための要件ではないが、 <u>特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項</u>

10

2. 特定調達品目に係る判断の基準等の変更について

- ① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和7年度の主な見直しのポイント
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

- ① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和7年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準等の活用について
 - b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
 - c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
 - e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

12

令和7年度における見直し等の概要

令和7年度の検討において、

- 前文に「再使用品（リユース品）」の積極的な利用を図る旨追記
- **2段階の判断の基準の更なる活用等**
 - ➔ 新たな品目の追加、繊維製品に係る判断の基準の強化（CFP算定・開示、製品使用後の回収システムの構築など2段階の判断の基準の設定を含む）、省エネルギー性能の強化等を実施
- **認定プラスチック使用製品への配慮を基本方針に反映**
 - ➔ プラスチック資源循環法に基づく設計認定基準が策定されたことを受け、認定プラスチック使用製品（4つの製品分野）について基準値1又は判断の基準として設定
- **繊維製品に係る判断の基準等の見直し（繊維to繊維の促進など）**
- **マスバランス方式によるバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入**
 - ➔ バイオマスプラスチック等の再生可能資源の活用拡大を図る観点から、マスバランス方式（バイオマス由来特性の割当）を導入
- **新規追加は3品目、判断の基準等の見直しを行った品目は41品目※**
 - ※ 共通の配慮事項、バイオマス特性を割り当てるマスバランス方式、バイオベース合成ポリマー含有率等に係る記載は除く

13

令和7年度における新規追加・見直し品目一覧

- 物品・役務については「特定調達品目の見直し等に関する方針」に示された考え方に則し、当該品目に係る判断の基準等の変更の必要性を判断の上、適切に見直しを実施
- 令和7年度は新規追加が**3品目**、見直しが**41品目**。合計は下表のとおり**14分野44品目**

分野	品目
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー
文具類	クリアーホルダー※、クリアーファイル※、バインダー
画像機器等	スキャナ☆、トナーカートリッジ、インクカートリッジ
移動電話等	スマートフォン
家電製品	テレビジョン受信機
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー★、業務用エアコンディショナー★
自動車等	自動車6品目、乗用車用タイヤ、2サイクルエンジン油
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス
作業手袋	作業手袋
その他繊維製品	集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
設備	太陽熱利用システム、地中熱利用システム※
公共工事	変圧器
役務	食堂★、庁舎管理★、輸配送、旅客輸送（自動車）、庁舎等において営業を行う小売業務★、飲料自動販売機設置

注1：※印のクリアーホルダー、クリアーファイルは新規追加品目扱い。地中熱利用システムは新規追加品目

注2：★印の5品目はフロン類の排出抑制等に関する判断の基準等を新たに設定した品目

注3：☆印のスキャナは令和7年度1年間の経過措置を設定していた品目であり、本年度で経過措置を終了

注4：自動車6品目はリニューアブルディーゼルの利用に努める旨備考に追記したが品目数には計上していない

14

令和7年度における見直し等品目一覧及び概要①

分野	品目	見直し内容等
紙類	トイレットペーパー※、ティッシュペーパー※	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ トイレットペーパーについて製品の長尺化及び狭幅化を配慮事項に追加
文具類	クリアーホルダー、クリアーファイル（従前のファイルから分離）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規追加品目 ○ 認定プラスチック使用製品を2段階の判断の基準の基準値1として設定
	バインダー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 認定プラスチック使用製品を2段階の判断の基準の基準値1として設定
画像機器等	トナーカートリッジ※、インクカートリッジ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再使用・マテリアルリサイクル率に係る判断の基準を強化（トナーカートリッジ：50%以上→60%以上、インクカートリッジ：25%以上→40%以上） ○ プラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等を配慮事項に追加
	スキャナ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生プラスチック部品等に係る過措置の終了
移動電話等	スマートフォン	<ul style="list-style-type: none"> ○ 携帯型充電器に係るシェアリングサービスの活用可能性の検討について調達者向けの留意事項に記載
家電製品	テレビジョン受信機	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー消費効率に2段階の判断の基準を設定（2K以上4K未満の液晶テレビの区分を除く） ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の包装又は梱包への再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用、素材代替等によるプラスチックの使用削減を配慮事項に追加

注：※印は本年度の検討においてカーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項に新たに設定した品目（スライド16～20において同じ）

15

令和7年度における見直し等品目一覧及び概要②

分野	品目	見直し内容等
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー	○ 家庭用エアコンを買い換える場合には、家電リサイクル法の適用対象となることを踏まえ家電リサイクル券の写しを受け取る旨調達者向け留意事項に記載
	業務用エアコンディショナー	○ 常時監視システムを使用したもの（使用開始時点にシステムが稼働可能であること）の導入を判断の基準に設定
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	○ 軽油を燃料とする自動車について供給体制が整った地域からリニューアブルディーゼルの利用に努める旨記載
	乗用車用タイヤ※	○ 車外騒音性能（低車外音タイヤ）について判断の基準に設定（配慮事項から「走行時の静粛性の確保」を削除）
	2サイクルエンジン油	○ JIS K 0102の廃止に伴う修正
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンフットプリントの算定・開示かつ製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（AND要件） ○ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率の強化 ○ ポリエステルを除く繊維由来の再生繊維に係る判断の基準の設定 ○ ポリエステル混紡繊維に係る判断の基準の設定 ○ 植物由来合成繊維配合率の強化 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加 ○ 新規又は強化した判断の基準（基準値2）について1年間の経過措置の設定 ● 靴については甲部に適用

16

令和7年度における見直し等品目一覧及び概要③

分野	品目	見直し内容等
インテリア・寝装寝具	カーテン※、布製ブラインド※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	タイルカーペット	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（現行のカーボンフットプリントの算定・開示とOR要件） ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	毛布※、ふとん※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	マットレス※	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
作業手袋	作業手袋※	<ul style="list-style-type: none"> ○ ポストコンシューマ材料由来を故繊維由来に変更 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加

17

令和7年度における見直し等品目一覧及び概要④

分野	品目	見直し内容等
その他繊維製品	集会用テント※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	ブルーシート	<ul style="list-style-type: none"> ○ カーボンフットプリントの算定・開示又は製品使用後の回収・再使用・再生利用システムの構築を2段階の判断の基準の基準値1として設定（OR要件） ○ 再生ポリエチレン繊維の配合率を繊維部分全体重量比から製品全体重量比に強化（50%以上） ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	防球ネット※	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	旗※、のぼり※、幕※	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
	モップ※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象範囲について繊維を使用した製品であることを明記 ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の環境配慮設計を配慮事項に追加
設備	太陽熱利用システム※	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコマーク認定基準の活用 ○ 製品の包装又は梱包時の負荷低減及びプラスチック使用削減を配慮事項に追加
	地中熱利用システム	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規追加品目 ○ 再生可能エネルギーである地中熱利用システムの導入促進

18

令和7年度における見直し等品目一覧及び概要⑤

分野	品目	見直し内容等
公共工事	変圧器	<ul style="list-style-type: none"> ○ トップランナー基準の見直しに伴うエネルギー消費効率の強化
役務	食堂	<ul style="list-style-type: none"> ○ GAP認証又は同等であって第三者による確認を受けたものを2段階の判断の基準の基準値1として設定（従前の基準値1とのOR基準） ○ 冷凍冷蔵機器へのフロンの不使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加
	庁舎管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ フロン類の漏えい防止のための常時監視システムを使用したものの導入、漏えい時の早期対応のための体制整備について調達者向けの留意事項として記載
	輸配送	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生プラスチックを配合したストレッチフィルムの使用を配慮事項として追加 ○ 軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載 ○ 航空機を使用する場合は持続可能な航空燃料（SAF）の利用可能性を検討する旨記載
	旅客輸送（自動車）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 軽油を燃料とする自動車についてリニューアブルディーゼルの利用可能性を検討する旨記載
	庁舎等において営業を行う小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ レジ袋のバイオマスプラスチック配合率を強化（25%以上→50%以上） ○ 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定 ○ 冷凍冷蔵機器へのフロンの不使用又は常時監視システムを使用したものの導入を配慮事項に追加

19

分野	品目	見直し内容等
役務	飲料自動販売機設置※	<ul style="list-style-type: none"> ○ 缶・ボトル飲料自動販売機に係るエネルギー消費効率の強化（省エネ基準達成率120%以上→125%以上、原則として年間消費電力量900kWh以下） ○ 認定プラスチック使用製品の取扱いについて判断の基準として設定 ○ 再生プラスチックの使用を配慮事項に追加 ○ ゾーンクーリング機能を有することを配慮事項に追加（缶・ボトル飲料自動販売機） <ul style="list-style-type: none"> ● カーボンフットプリントの算定・開示は缶・ボトル飲料自動販売機の新造機に適用

環境ラベル（エコマーク）の活用①

○ 令和8年度の調達から判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は、以下の**8分野25品目**

分野	品目	
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー	
文具類	クリアーホルダー※、クリアーファイル※	
家電製品	テレビジョン受信機	
制服・作業服等	帽子、靴	
・ インテリア 寝装寝具	カーテン等	カーテン、布製ブラインド
	カーペット等	タイルカーペット、ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん
	毛布等	毛布、ふとん
	ベッド	マットレス
作業手袋	作業手袋	
繊維その他製品	テント・シート類	集会用テント、ブルーシート
	防球ネット	防球ネット
	旗・のぼり・幕類	旗、のぼり、幕
	モップ	モップ
設備	太陽熱利用システム	

※ クリアーホルダー及びクリアーファイルについては従前はファイルに含まれていたが、本年度の見直しにおいて分離したことから、新規の2品目として計上している

○ これまで環境ラベル（エコマーク）の活用を行った分野又は品目は下表のとおりであり、令和8年度からは新たに**25品目**を加えた**140品目**

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服
令和8年1月	25	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、クリアーホルダー、クリアーファイル、テレビジョン受信機、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、タフテッドカーペット、ニードルパンチカーペット、織じゅうたん、毛布、ふとん、マットレス、作業手袋、集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ、太陽熱利用システム

22

令和7年度における特定調達品目に係る判断の基準等の見直し等

3品目の新規追加・**41品目の判断の基準等の見直し**
分野横断の共通の配慮事項の設定



令和8年度から **22分野291品目**

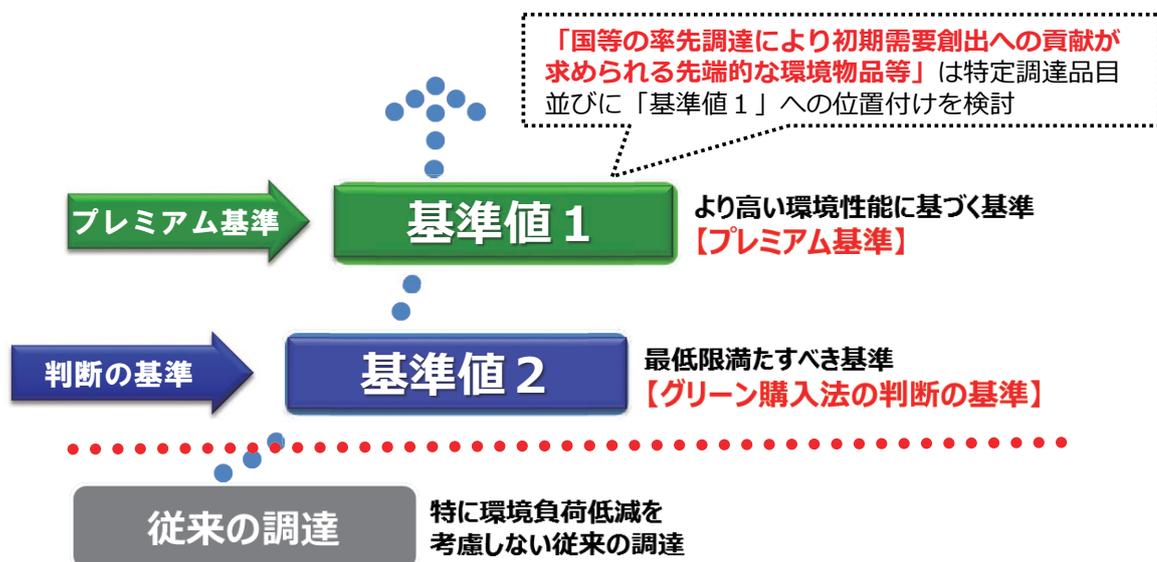
23

- ① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和7年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準等の活用について
 - b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
 - c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
 - e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

24

2段階の判断の基準（プレミアム基準）の考え方

環境省
Ministry of the Environment



- 基準値 1 の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を新たに基本方針へ位置付け
- 見直しに当たっては、「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げ **（全体のレベルアップ）**
 - 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」を調達 **（基準値 1 の調達推進）**
 - 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表 **（フォローアップ）**

25

2段階の判断の基準の新規設定品目一覧①

- 新たに文具類（認定プラスチック使用製品）、繊維製品及びその他の品目について2段階の判断の基準を設定
- ➔ **文具類** クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー
 - ➔ **繊維製品** 制服、作業服、帽子、靴、カーテン、布製ブラインド、タイルカーペット、毛布、ふとん、集会用テント、ブルーシート
 - ➔ **上記以外** テレビジョン受信機、食堂

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
文具類	クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダー	○ 認定プラスチック使用製品 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（認定プラスチック使用製品）
家電製品	テレビジョン受信機	○ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（2K～4K未満を除く） ➔ 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	○ カーボンフットプリントの算定・開示及び製品使用後の回収システムの構築（AND要件） ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等、繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築）
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん	○ 製品使用後の回収システムの構築 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築）
	タイルカーペット	○ 製品使用後の回収システムの構築（CFP算定開示とOR要件） ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築）

26

2段階の判断の基準の新規設定品目一覧②

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
その他繊維製品	集会用テント	○ 製品使用後の回収システムの構築 ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築）
	ブルーシート	○ カーボンフットプリントの算定・開示又は製品使用後の回収システムの構築（OR要件） ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等、繊維to繊維リサイクルを目指した回収システムの構築）
役務	食堂	○ 持続可能な農業生産工程管理から生産された農産物等（従前の基準値1とOR要件） ➔ 他の環境施策との連携による相乗効果（GAP認証相当の農産物・加工品等）

国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等については「**基準値1**」に位置づけて調達を推進

27

○ 「**原材料に鉄鋼が使用された物品**」について共通の判断の基準に加え、新たに分野横断の**共通の配慮事項**を設定

分野横断の対象	判断の基準等
原材料に鉄鋼が使用された物品	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基準値1は、当該品目に係る判断の基準を満たし、次の要件を満たす鉄鋼が使用されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 削減実績量が付されていること。 ② 原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガス削減に係る追加費用が一定以上の非化石電力を活用した鋼材が使用されていること。

- 備考) 1 「削減実績量が付されていること」とは、一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「[GXスチールガイドライン](#)」の手続に従って削減実績量が付されていることをいう。
- 2 (略) 旧グリーンスチールに関するガイドライン
- 3 定量的環境情報は、カーボンフットプリント (ISO 14067)、ライフサイクルアセスメント (ISO 14040及びISO 14044)、経済産業省・環境省作成の「[カーボンフットプリント ガイドライン](#)」**又は一般社団法人日本鉄鋼連盟作成の「[鉄鋼製品に関するカーボンフットプリント製品別算定ガイドライン](#)」**等に整合して算定したものとす。
- 4 (略)
- 5 **配慮事項の鋼材は、一般社団法人日本鉄鋼連盟・普通鋼電炉工業会作成の「[非化石電力鋼材のカーボンフットプリント算定ガイドライン](#)」に記載の「タイプ1」に当たる鋼材であって、同ガイドラインの手続に従ったものをいう。**
- 6 (略) 28

現行の2段階の判断の基準の設定品目一覧【令和7年1月】

分野	品目	品目数	閣議決定年月
画像機器等 (コピー機等3品目)	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	3	令和5年2月 (経過措置により6年度から)
家電製品 (電気冷蔵庫等3品目)	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	3	平成31年2月設定 令和4年2月強化
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	1	平成31年2月設定 令和5年2月強化
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	2	令和7年1月設定
照明	LED照明器具 (投光器及び防犯灯を除く)	1	平成31年2月設定
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ (乗用車は令和4年2月から基準値1の「電動車等」のみに統一)	5	令和3年2月設定 令和4年2月強化
	乗用車用タイヤ	1	令和4年2月設定
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	1	令和5年2月設定
設備	太陽熱利用システム	1	令和3年2月設定
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	1	令和7年1月設定
役務	印刷、食堂	2	令和7年1月設定
分野横断 (共通)	原材料に鉄鋼が使用された物品	—	令和7年1月設定

現行の2段階の判断の基準の既設定品目の概要等①

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 → 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
家電製品（電気冷蔵庫等）	電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫	○ 電気冷蔵庫、電気冷凍冷蔵庫の年間消費電力量が基準値2の100/105 ○ 電気冷凍庫の年間消費電力量が基準値2の100/110 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
エアコンディショナー等	業務用エアコンディショナー	○ エネルギー消費効率のトップランナー基準達成（ビル用マルチエアコンは冷媒のGWPに係る基準達成でも可） → 現行の判断の基準の強化（数値的強化） → 新たな評価軸の追加（ビル用マルチエアコンについては配慮事項の格上げ）
温水器等	ガス温水機器、石油温水機器	○ 潜熱回収型ガス温水機器、潜熱回収型石油温水機器 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
照明	LED照明器具（投光器及び防犯灯を除く）	○ エネルギー消費効率が基準値2の120/100 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化） → 新たな評価軸の追加（各種制御機能など省エネルギー効果の高い機能の具備、配慮事項の格上げ）
自動車等	小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ	○ 電動車等 → 他の環境施策との連携による相乗効果（自動車の電動化推進）
	乗用車用タイヤ	○ 転がり抵抗係数が7.7以下（基準値2は9.0以下） → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）

30

現行の2段階の判断の基準の既設定品目の概要等②

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
インテリア・寝装寝具	タイルカーペット	○ カーボンフットプリントの算定及び開示 → 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP）
設備	太陽熱利用システム	○ 集熱器の日集熱効率が区分別の基準値2より強化 → 現行の判断の基準の強化（数値的強化）
災害備蓄用品	災害備蓄用飲料水	○ 賞味期限10年以上 → 現行の判断の基準（基準値2は賞味期限5年以上）の強化（数値的強化）
役務	印刷	○ 印刷事業者を求める要件（OR要件） ✓ 環境マネジメントシステムの認証、環境報告書等の作成・公表、グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定制度による認定取得事業者（工場） → 他の環境施策との連携による相乗効果（EMS、グリーンプリンティング・環境推進工場認定制度等） ○ 印刷物に求める要件（OR要件） ✓ カーボンフットプリントが算定・開示された印刷物、カーボンオフセットされた印刷物 → 他の環境施策との連携による相乗効果（CFP等）
役務	食堂	○ 環境負荷低減への取組が「見える化」された農産物等 → 他の環境施策との連携による相乗効果（みどりの食料システム戦略） ○ 有機農業により生産された農産物等 → 他の環境施策との連携による相乗効果（有機農業の推進）

31

分野	品目	基準値1の概要及び基準値1の要件等
分野横断	原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1注2}	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件（AND要件） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 削減実績量^{注3}が付された鉄鋼であること ✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること → 他の環境施策との連携による相乗効果（GXの推進）

注1：原材料に鉄鋼が使用された物品には**役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない**

注2：基準値1の要件を満たす鉄鋼（以下「GXスチール」という。）が原材料に使用された物品の判断の基準への適合状況の詳細は後述（当該品目に係る判断の基準を満たすことが適合の前提）

注3：鉄鋼製品については業界のガイドラインに従うものを採用するが、日本LCA学会の議論を踏まえ、ガイドラインが策定された場合は、再度検討する

① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等

② 令和7年度の主な見直しのポイント

- a. 2段階の判断の基準等の活用について
- b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
- c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
- d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
- e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

③ その他の判断の基準等の見直し等品目

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）（抄）

（認定プラスチック使用製品の調達についての配慮等）

第十条 国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

2 事業者及び消費者は、認定プラスチック使用製品を使用するよう努めなければならない。

環境物品等の調達の推進に関する基本方針（抄）

1. 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

(1) 環境物品等の調達推進の背景及び意義

【前略】

国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第7条第1項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和4年1月19日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第1号）に適合していると認定された設計に係るプラスチック使用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

34

プラスチック使用製品設計指針

○ プラスチック使用製品の設計に当たって、プラスチック使用製品製造事業者等が取り組むべき事項及び配慮すべき事項は、以下のとおり

(1) 構造	① 減量化	② 包装の簡素化
	③ 長期使用化・長寿命化	④ 再使用が容易な部品の使用 又は部品の再使用
	⑤ 単一素材化等	⑥ 分解・分別の容易化
	⑦ 収集・運搬の容易化	⑧ 破碎・焼却の容易化
(2) 材料	① プラスチック以外の素材への代替	② 再生利用が容易な材料の使用
	③ 再生プラスチックの利用	④ バイオプラスチックの利用
(3) 製品のライフサイクル評価		
(4) 情報発信及び体制の整理		
(5) 関係者との連携		
(6) 製品分野ごとの設計の標準化や設計のガイドライン等の策定及び遵守		

製品分野等	関連する特定調達品目	検討事項・配慮の方向性等
クリアーホルダー クリアーファイル	文具類共通・ファイル 役務：小売業務	■ 現行の特定調達品目に一致する製品分野 <ul style="list-style-type: none"> ○ 当該品目における設計認定基準及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直し（基準値1に位置づけ）を検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチックの代替により異素材に置き換えられる場合、従来製品への配慮が必要（紙製のファイル・バインダー等） ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 文具については役務分野の小売業務において配慮
バインダー	文具類共通・バインダー 役務：小売業務	
清涼飲料用ペットボトル	役務：会議運営	■ 現行の特定調達品目に一致しない製品分野 <ul style="list-style-type: none"> ○ 新規品目として追加の適否の検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水は会議運営や食堂においてワンウェイのプラスチック製の製品・容器包装を使用しないこととされていることから新規品目としない ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品は家庭用の製品であり一般に国等の調達対象となる業務用ではないこと、洗浄剤等の製品の内容物に係る基準の検討が必要であることから新規品目としない ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮 ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品については役務分野の小売業務において配慮
	役務：食堂	
	役務：小売業務	
	役務：自動販売機設置 災害備蓄用品（飲料水）	
シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ（全て家庭用製品）の本体容器又は詰替・付替容器（ボトル製若しくはフィルム製）	役務：小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮 ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品については役務分野の小売業務において配慮
	役務：清掃	
洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤（全て家庭用製品）の本体容器又はフィルム製の詰替・付替容器	役務：小売業務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ペットボトル入り清涼飲料水については役務分野の小売業務及び飲料自動販売機設置において配慮 ➢ 家庭用化粧品製品及び家庭用洗浄剤製品については役務分野の小売業務において配慮
	役務：清掃	

注1：主要材料がプラスチックの場合の文具類共通の判断の基準は、**再生プラスチック**がプラスチック重量の**40%以上**又は**バイオマスプラスチック**であって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準は**より高い環境性能**となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外

36

バインダーに係る判断の基準等【基準値1の設定例】

品目	判断の基準等
バインダー 【p.25】	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ol style="list-style-type: none"> ① 金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 認定プラスチック使用製品であること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 ② 金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ、森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの合計の配合率が70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③ 上記①及び②以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。

37

品 目	判断の基準等
庁舎等において 営業を行う小売 業務 【p.268】	【判断の基準】 ○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。 ①～⑤ 略 ⑥ <u>認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考15に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。</u> 【配慮事項】 略

(前 略)

備考) 15 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。 ◀ **供給量が不足、地域において入手が困難など**

- ア. ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。
- イ. 文具のうち、クリアーホルダー、クリアーファイル、バインダーであつて、本基本方針「3. 文具類」に示す各品目に係る基準値1を満たすこと。
- ウ. 家庭用化粧品製品のうち、シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープであつて、家庭用化粧品容器が認定プラスチック使用製品であること。
- エ. 家庭用洗剤製品のうち、洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、台所用洗剤、食洗器用洗剤、住居用洗剤であつて、家庭用洗剤容器が認定プラスチック使用製品であること。

※ アのペットボトル容器の再生プラスチック又はバイオマスプラスチック配合率は設計認定基準より高い配合率に設定

38

① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等

② 令和7年度の主な見直しのポイント

- a. 2段階の判断の基準等の活用について
- b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
- c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
- d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
- e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

③ その他の判断の基準等の見直し等品目

c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて

- 繊維製品における環境配慮の取組の方向性等
- 制服・作業服等に係る判断の基準等の見直し
- インテリア・寝装寝具に係る判断の基準等の見直し
- 作業手袋に係る判断の基準等の見直し
- その他繊維製品に係る判断の基準等の見直し

40

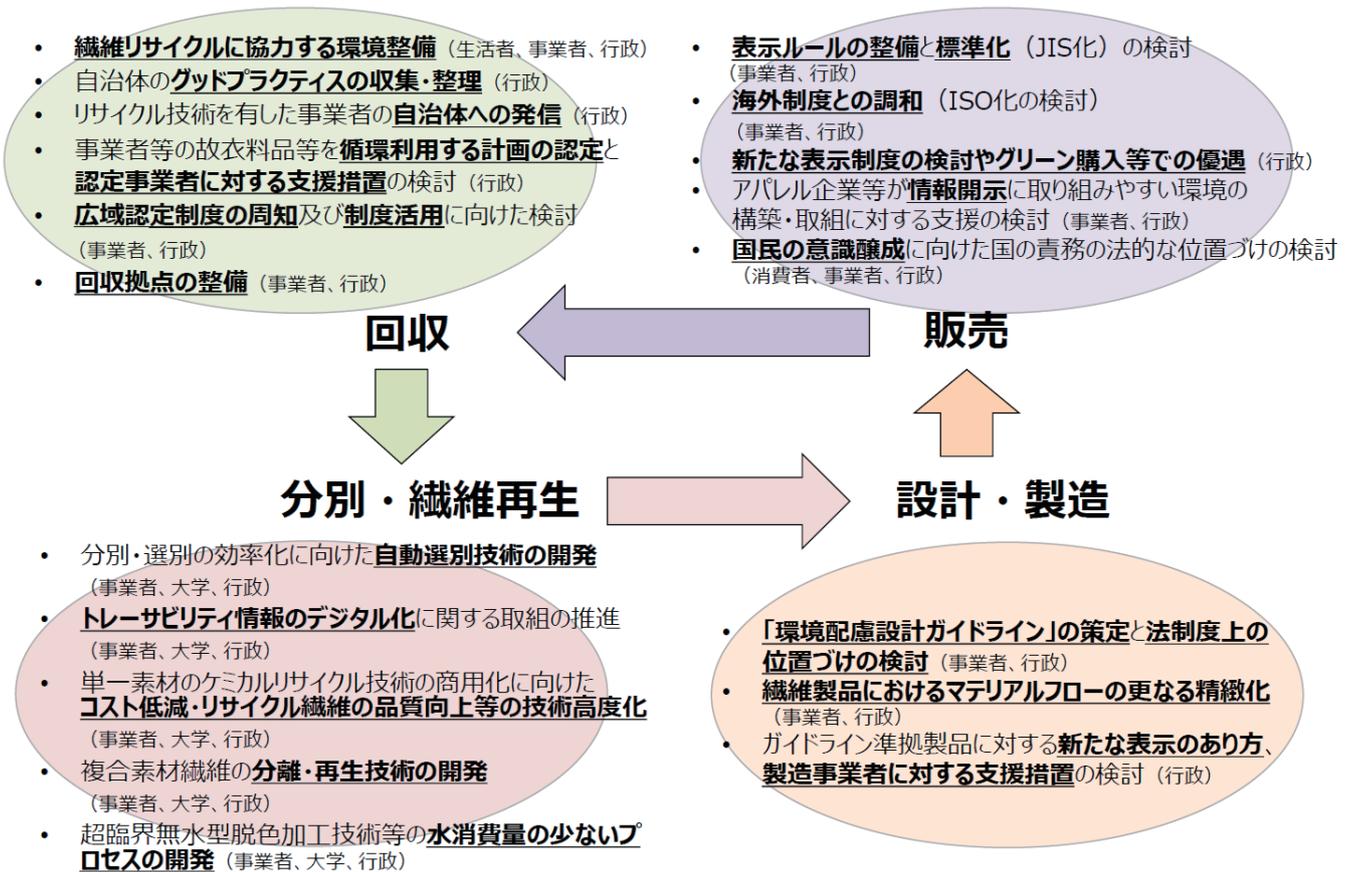
繊維製品に係る判断の基準等の見直し

■ 繊維製品における環境配慮の取組の方向性

- 環境省は令和2（2020）年度より、原材料の調達から生産、流通、着用、廃棄までのライフサイクルにおいて、将来にわたり持続可能であることを目指し、生態系を含む地球環境、ファッションに関わる人や社会に配慮したサステナブルファッションの取組を開始
- 経済産業省は「繊維製品における資源循環システム検討会」における議論を経て、令和6（2024）年3月にJIS環境配慮設計に基づいた「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を策定するとともに、同年6月に「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」において、**環境配慮等のサステナビリティへの対応等**の課題について具体的な施策の検討を実施したところ
- その中で、2030年度に向けた「繊維製品における資源循環ロードマップ」を作成し、繊維製品における環境配慮設計の推進として、環境配慮設計のJIS化、環境配慮設計された繊維製品の公共調達による普及（グリーン購入法の活用）、LCA・CFPの算出・評価のための手順書の整備等が掲げられている

上記ロードマップ等を踏まえ、**脱炭素、資源循環等の観点からも環境負荷の低減に寄与するための検討**を実施。その結果を**判断の基準等の見直しに適切に反映**

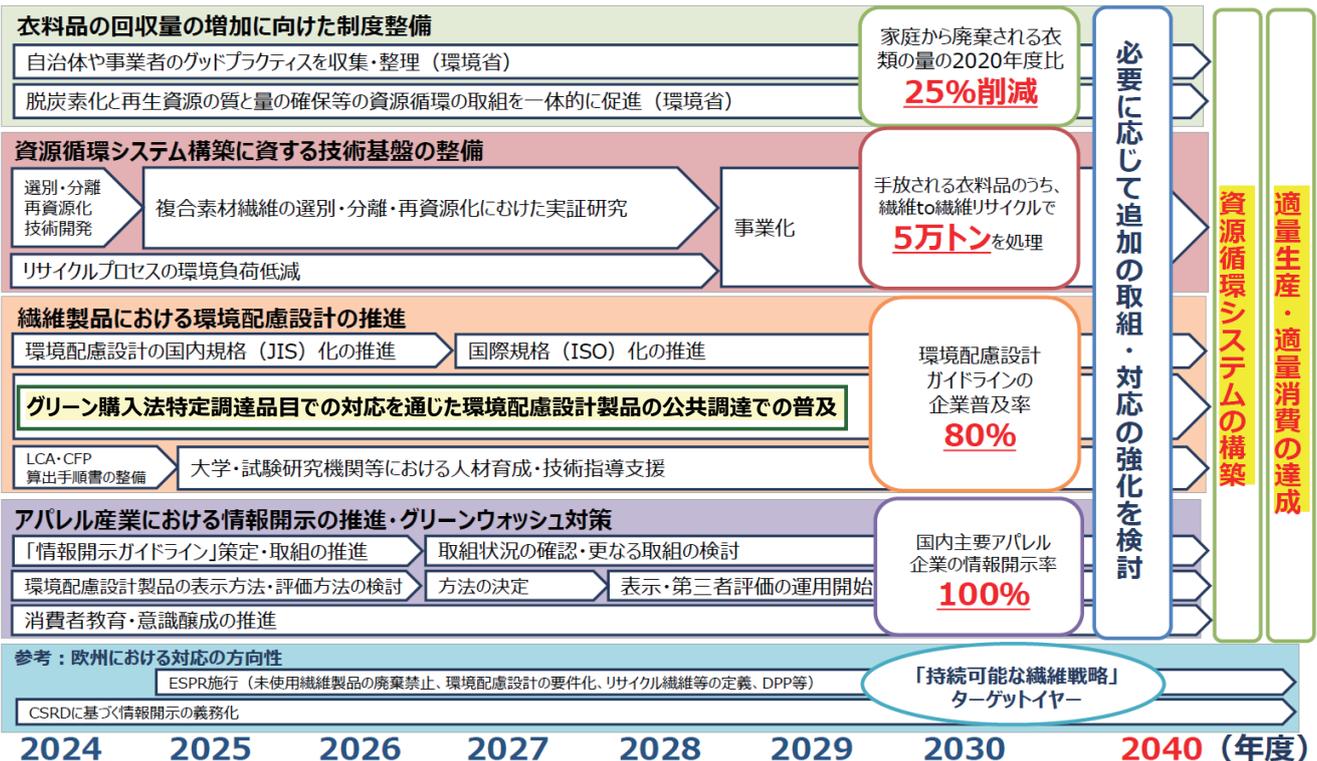
41



資料：「繊維製品における資源循環システム検討会」報告書（2023年9月28日） 42

繊維製品における資源循環ロードマップ

2040年度の資源循環システムの構築、適量生産・適量消費の達成を目指し、そのためのKPIを設定。まずは、それぞれの項目で2030年度をターゲットイヤーとした個別目標を達成していく。



資料：「繊維産業におけるサステナビリティ推進等に関する議論の中間とりまとめ」(2024年6月25日) 43

- 繊維製品における環境配慮設計を促進していくため、2024年3月に策定。事業者への調査や欧州のエコデザイン規則案等、国内外の動向を踏まえつつ、ライフサイクルの各段階の事業者にて取り組むべき環境配慮設計項目を策定し、合わせて評価基準や評価方法を設定した。
- 今後は、ガイドラインの普及を図りつつ、規格化等を見据えた検討を進めていく。

環境配慮設計項目一覧

1. 環境負荷の少ない原材料の使用
2. GHG排出抑制、省エネルギー
3. 安全性への配慮
4. 水資源への配慮
5. 廃棄物の抑制
6. 包装材の抑制
7. 繊維くずの発生抑制
8. 長期使用
9. リペア・リユースサービスの活用
10. 易リサイクル設計
11. 繊維製品のリサイクル

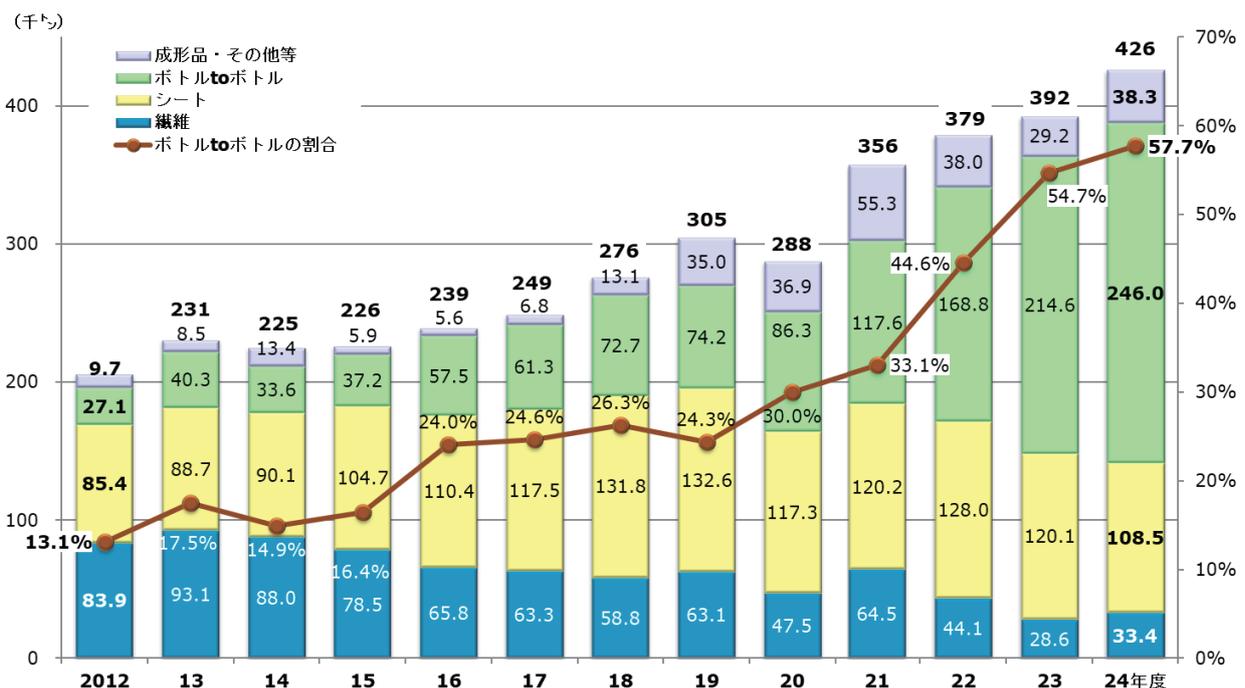
今後の予定

- 2024年度から、欧州等の動向を引き続き注視しつつ、**JIS原案の策定に着手**。並行してISO化の検討も進める。
- 環境配慮製品の普及を促進するため、政府による**グリーン購入法の活用等**の検討。
- 中小企業の環境配慮設計の取組を促進するため、**大学や試験機関等による人材育成等**を実施。
- 欧州の**エコデザイン規則**や**デジタル製品パスポート**等の枠組みが明確化した際には**必要な対応を盛り込む**。
- **ガイドラインに準拠した製品**であることを確認できる仕組みとして、**表示方法、第三者機関による評価等**を検討する。

44

国内向け再生PET樹脂利用量の推移

- **2024年度**における**ボトルtoボトル**への利用量は**246.0千t**、（2023年度比**14.6%増**）であり全体の**57.7%**（2012年度の占有割合は**13.1%**）
- **繊維用途**への利用量は**33.4千t**（同**16.8%増**）であるが全体の**7.8%**（同**40.7%**）



注：「ボトルtoボトル」は食品用PETボトル用途の量。「成形品・その他等」には輸向けペレット及び包装フィルム等を含む

資料：PETボトルリサイクル推進協議会「PETボトルリサイクル年次報告書2025」他 45

○ 制服、作業服、帽子、靴 【p.145】

- 制服・作業服は法施行当初から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、繊維部分全体重量比※の再生PET樹脂配合率（原則として25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
 - ※ 以下の繊維製品に係る判断の基準における配合率は、特に記載のない限り原則として「繊維部分全体重量比」を表す
- 帽子は平成22年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定
- 靴（判断の基準は甲部に適用）は平成29年2月に特定調達品目に追加され、制服・作業服と同様の判断の基準を設定（ただし、使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による配合率の緩和措置は適用していない）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定、**基準値1**として2つの要件（**AND基準**：令和8年度から適用）
 - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
 - ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築
- 再生PET由来のポリエステル繊維配合率を25%以上から**50%以上**に強化

46

（つづき）

- 新たに故繊維から得られるポリエステル繊維を除く繊維製品由来の再生繊維に係る判断の基準を設定
 - ➔ 繊維部分全体重量比**5%以上**
- 新たにポリエステル繊維と他の繊維からなる混紡繊維に係る判断の基準を設定
 - ➔ 再生PET由来のポリエステル繊維配合率がポリエステル繊維重量比**50%以上**、かつ、繊維製品由来の再生繊維がポリエステルを除く繊維部分全体重量比**5%以上**
- 植物由来合成繊維の配合率を強化
 - ➔ 繊維部分全体重量比25%以上から**30%以上**、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率**12%以上**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.103（制服、作業服及び帽子）、No.143（靴））**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率及び植物由来合成繊維配合率に設定していた緩和措置を終了
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加
- 新たに設定又は強化した判断の基準（基準値2）については**令和8年度1年間の経過措置**を設定

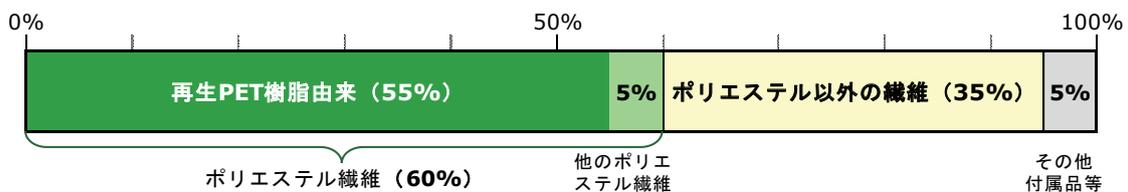
47

品 目	判断の基準等
制服 作業服 帽子	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 繊維（天然繊維及び化学繊維）を使用した製品について、<u>基準値1は①及び②から⑦のいずれかの要件を、基準値2は②から⑦のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p>① 次の要件を満たすこと。 <u>ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> <u>イ. 製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</u></p> <p>② <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。</u></p> <p>③ <u>故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。</u></p> <p>④ <u>故繊維から得られるポリエステル繊維を除く、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</u></p> <p>⑤ <u>再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、ポリエステル繊維重量比で50%以上、かつ、繊維製品（未利用繊維、故繊維を含む。）を原材料として再生利用される繊維（反毛繊維を含む。）が、ポリエステルを除く繊維部分全体重量比で5%以上使用されていること。</u></p> <p>⑥ <u>植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で30%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が12%以上であること。</u></p> <p>⑦ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u></p> <p>【配慮事項】 略</p>

48

制服・作業服等に係る基準値2への適合イメージ①

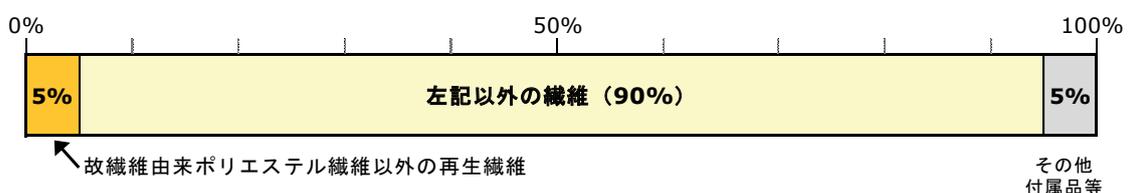
判断の基準② 再生PET樹脂由来PEs繊維50%以上



判断の基準③ 故繊維由来PEs繊維10%以上

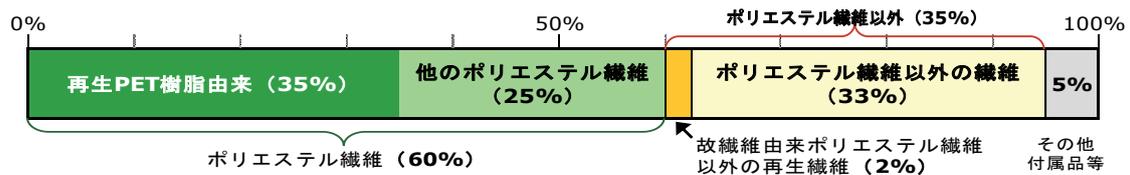


判断の基準④ 故繊維由来PEs繊維以外の再生繊維5%以上

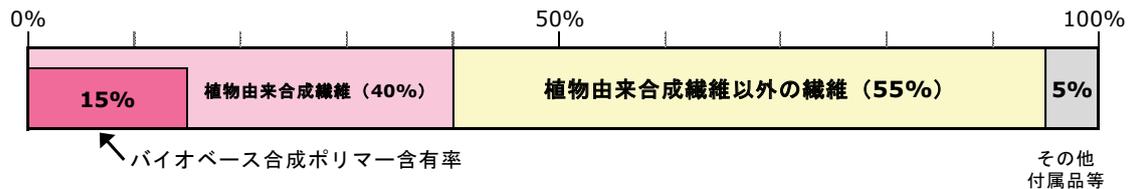


49

判断の基準⑤ 再生PET樹脂由来PEs繊維50%以上（PEs重量比）かつ
故繊維由来PEs繊維以外の再生繊維5%以上（PEs以外重量比）



判断の基準⑥ 植物由来合成繊維30%以上かつ
バイオベース合成ポリマー含有率12%以上



注：制服・作業服等（制服、作業服、帽子及び靴）に係る判断の基準（基準値2）への適合イメージ

- ✓ 判断の基準の配合率は記載がない場合は付属品重量を除いた「繊維部分全体重量比」であり、上記に示した例はすべて製品全体重量の95%（付属品等の重量を5%）と仮定。ただし、靴は甲部に適用
- ✓ 判断の基準②の例の場合：再生PET樹脂由来PEs繊維重量／繊維部分全体重量 = 55／95 ≒ **57.9%**
- ✓ 判断の基準⑤の例の場合：再生PET樹脂由来PEs繊維重量／PEs繊維重量 = 35／60 ≒ **58.3%** かつ
故繊維由来PEs以外再生繊維重量／PEs以外繊維重量 = 2／35 ≒ **5.7%**

50

① カーテン、布製ブラインド 【p.149】

- カーテンは法施行当初から、布製ブラインドは平成19年2月から特定調達品目
- 現行の判断の基準は再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
→ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（OR基準）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

51

② タイルカーペット 【p.152】

- タイルカーペットは平成17年2月から特定調達品目に追加
- 現行の判断の基準は未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上を設定
- 令和5年2月にカーボンフットプリントの算定・開示を2段階の判断の基準の基準値1として設定するとともに、カーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項として設定

- **2段階の判断の基準の基準値1**の選択肢を追加（**OR基準**：CFPは既設定済）
 - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
 - ✓ **製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

52

③ ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん 【p.152】

- ニードルパンチカーペット及び織じゅうたんは法施行当初から、タフテッドカーペットは平成17年2月から特定調達品目
- 現行の判断の基準は未利用繊維、故繊維由来の繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料合計が製品全体重量比25%以上を設定。また、ニードルパンチカーペットは、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）
- 令和5年2月にカーボンフットプリントの算定・開示及びカーボン・オフセットされた製品であることを配慮事項として設定

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- ニードルパンチカーペットは製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による植物由来合成繊維の配合率に設定していた緩和措置を終了
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

53

④ 毛布 【p.155】

- 毛布は法施行当初の平成13年度から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
 - ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

54

⑤ ふとん 【p.155】

- ふとんは平成14年2月から特定調達品目に追加
- 現行の判断の基準は、令和2年2月に側地又は詰物の再生PET樹脂配合率を25%以上から50%以上に強化。併せて故繊維由来ポリエステルも10%以上から25%以上に強化（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）、再使用した詰物80%以上を設定

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
 - ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

55

⑥ マットレス 【p.159】

- マットレスは平成14年2月から特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定。また、フェルトはすべて未利用繊維又は反毛繊維であることを設定

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.130）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

56

作業手袋に係る判断の基準等の見直し

○ 作業手袋 【p.162】

- 作業手袋は法施行当初の平成13年度から特定調達品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率50%以上、ポストコンシューマ材料50%以上（平成20年2月に追加）、未利用繊維50%以上（平成30年2月に追加）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）のいずれかであることを設定（製品全体重量比）

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.103）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 判断の基準の「ポストコンシューマ材料」を「故繊維」に変更
 - ➔ 故繊維から得られる繊維が製品全体重量比50%以上
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

57

① 集会用テント 【p.164】

- 集会用テントは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による緩和措置有）

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定
 - ➔ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築を**基準値1**
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.104）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築による再生PET樹脂配合率及び植物由来合成繊維配合率に設定していた緩和措置を終了
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

58

② ブルーシート 【p.164】

- ブルーシートは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生ポリエチレン配合率50%以上を設定

- 新たに**2段階の判断の基準**を設定（**OR基準**：いずれかを満たす）
 - ✓ カーボンフットプリントの算定・開示
 - ✓ 製品使用後の回収及び再使用又は再生利用のシステム構築
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.128）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

59

③ 防球ネット 【p.167】

- 防球ネットは平成15年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、再生ポリエチレン配合率50%以上、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.105）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

60

④ 旗、のぼり、幕 【p.170】

- 旗、のぼり及び幕は平成22年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は、再生PET樹脂配合率（25%以上又は故繊維由来ポリエステル10%以上）、植物由来合成繊維配合率（25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上）を設定（使用済み製品の回収・リサイクルシステムの構築による緩和措置有）

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型 No.105）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

61

⑤ モップ 【p.173】

- モップは平成22年2月に特定調達品目に追加された品目
- 現行の判断の基準は未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計が25%以上又は製品の使用後の回収・再使用システムを構築のいずれかを設定

- 対象範囲として繊維を使用した製品であることを明記
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として **エコマーク認定基準（商品類型 No.104又はNo.167）** を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 製品の環境配慮設計を配慮事項として追加

62

制服・作業服等以外の判断の基準等の見直し概要①

品目	判断の基準				配慮事項					
	2段階基準	基準値1		基準値2又は他の判断の基準	エコマーク	CFP	回収システム	環境配慮設計	梱包・包装	他の配慮事項・備考等
カーテン、布製ブラインド	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収システム ③ 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ④ 故繊維由来繊維10%以上 ⑤ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑥	①	-	②	⑤	③ 臭素系防炎剤の使用削減 ④ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用
タイルカーペット	○	①ア	①イ	② 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比30%以上	③	-	-	②	③	① カーボン・オフセットされた製品
ニードルパンチカーペット	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上 ② 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	③	①	③	④	⑤	② カーボン・オフセットされた製品
タフテッドカーペット、織じゅうたん	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、再生プラスチック、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上	③	①	③	④	⑤	② カーボン・オフセットされた製品
毛布	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ③ 故繊維由来繊維10%以上	④	①	-	②	④	③ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用
ふとん	○	-	①	②ア. 再生PET樹脂由来繊維が側地・詰物の50%以上 ②イ. 故繊維由来繊維が側地・詰物の25%以上 ③ 再使用した詰物が80%以上	④	①	-	②	④	③ 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用

63

制服・作業服等以外の判断の基準等の見直し概要②

品目	判断の基準				配慮事項					
	2段階基準	基準値1		基準値2又は他の判断の基準	エコマーク	CFP	回収システム	環境配慮設計	梱包・包装	他の配慮事項・備考等
CFP	回収									
マットレス	-	-	-	①ア. 再生PET樹脂由来が詰物の25%以上 ①イ. 故繊維由来が詰物の10%以上 ①ウ. 植物由来合成繊維が詰物の25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ② フルトは未利用又は反毛繊維 ③ ホルムアルデヒド放出量75ppm以下 ④ ウレタンフォームのフロン類の使用禁止	⑤	③	②	①*	④	※ 配慮事項①の環境配慮設計はマットレスに関連する環境配慮項目を設定
作業手袋	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維50%以上（製品全体重量比。以下同じ） ② 故繊維由来繊維50%以上 ③ 未利用繊維50%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑤	③	-	④	-	① 未利用繊維又は反毛繊維の可能な限りの使用 ② 漂白剤の不使用
集会用テント	○	-	①	② 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑤	①	-	②	③	-
ブルーシート	○	①ア	①イ	② 再生ポリethylene 繊維50%以上（製品全体重量比）	③	-	-	①	②	-
防球ネット	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収・再使用・再生利用システム ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 再生ポリethylene 繊維50%以上 ⑤ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上	⑥	①	②	③	④	-

制服・作業服等以外の判断の基準等の見直し概要③

品目	判断の基準				配慮事項					
	2段階基準	基準値1		基準値2又は他の判断の基準	エコマーク	CFP	回収システム	環境配慮設計	梱包・包装	他の配慮事項・備考等
CFP	回収									
旗、のぼり、幕	-	-	-	① 再生PET樹脂由来繊維25%以上 ② 再生PET樹脂由来繊維10%以上かつ回収・再使用・再生利用システム ③ 故繊維由来繊維10%以上 ④ 植物由来合成繊維25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率10%以上 ⑤ 植物由来合成繊維10%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率4%以上に加え回収・再使用・再生利用システム	⑥	①	③	④	⑤	② 臭素系防炎剤の使用削減
モップ	-	-	-	① 未利用繊維、故繊維由来繊維、その他再生材の合計が製品全体重量比25%以上 ② 使用済み製品の回収・再使用システム	③	①	②	③	④	-

【スライド63～65の列見出し】

- 注1：判断の基準に係る各列の見出しは以下のとおり（各セル①～⑥及びア・イは判断の基準の番号・記号）
- ✓ 「2段階基準」は2段階の基準の設定の有（○）無（-）を示す
 - ✓ 基準値1の「CFP」はカーボンフットプリントの算定・開示を設定した品目、「回収」は回収及び再使用又は再生利用システムの構築を設定した品目でありOR項目
 - ✓ 「エコマーク」はエコマーク認定基準又は同等である旨を設定（併記）した品目
- 注2：判断の基準の「基準値2又は他の判断の基準」の列は主に再生材などの配合率、当該品目個別の基準等
- ✓ 再生材料などの配合率は原則として繊維部分全体重量に占める割合（製品全体重量比はその旨記載）
- 注3：配慮事項に係る各列の見出しは以下のとおり（各セルの①～⑤は配慮事項の番号）
- ✓ 「CFP」はカーボンフットプリントの算定・開示を設定した品目、「回収システム」は製品使用後の回収及び再使用又は再生利用システムの構築を設定した品目、「環境配慮設計」は「繊維製品の環境配慮設計ガイドライン」を参考とした取組（マットレスは当該品目に対応した配慮の取組）を設定した品目、「梱包・包装」は製品の包装又は包装における環境負荷低減への配慮を設定した品目
 - ✓ 「他の配慮事項・備考等」の列は各品目独自に設定した配慮事項又は留意点を記載

- ① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和7年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準等の活用について
 - b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
 - c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
 - e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

66

マスバランス方式の導入について

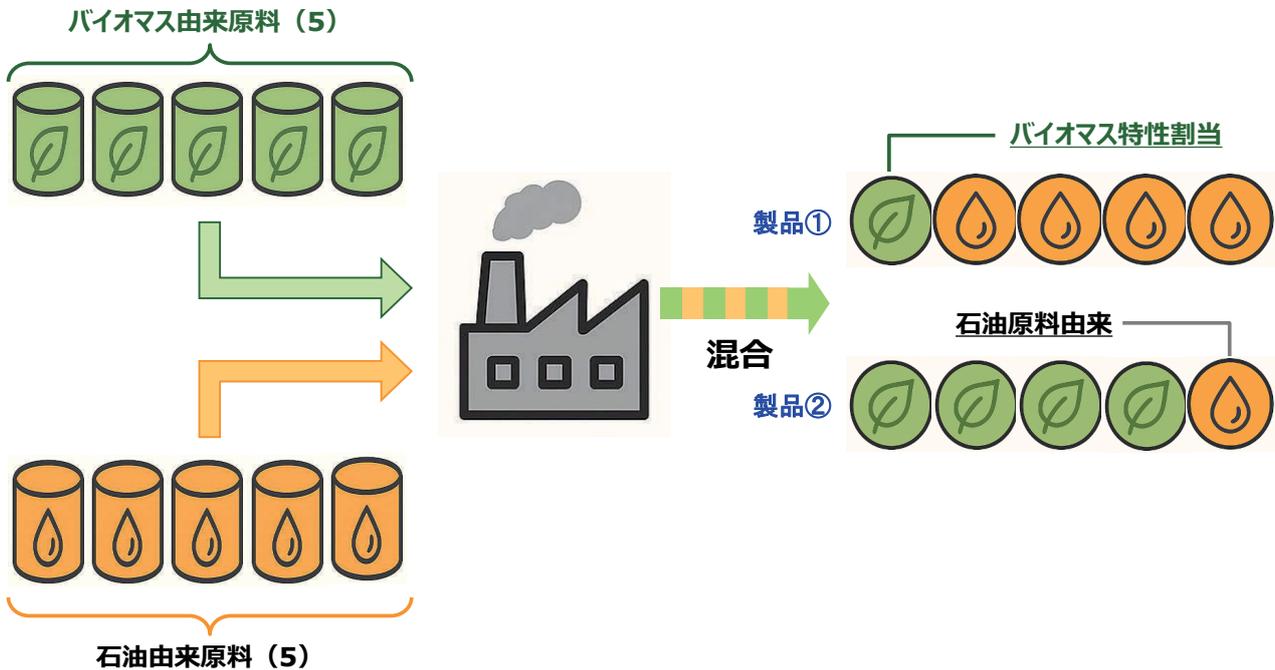
■ マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入

- ➔ プラスチック資源循環戦略（令和元年5月）においては、3R+Renewableを基本原則として掲げ、2030年までにバイオマスプラスチックを最大限（約200万トン）導入すること（マイルストーン）を目指すとされている
- ➔ このマイルストーンの達成に向けては、バイオマスプラスチックの調達、バイオマスプラスチック使用製品の製造コスト等の課題があることから、マスバランス方式※の導入はその解決策の一つとなり得るものである
 - ※原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てる方式
- ➔ マスバランス方式は、既存の製造工程が利用可能、追加投資を抑えることが可能、更に幅広い樹脂の種類が製造が技術的に可能であることなどが特徴
- ➔ 一方、導入に当たってはいくつかの課題もあり、令和6年9月に環境省から「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」が提示されているところ（69枚目スライド参照）

グリーン購入法においてバイオマスプラスチック等の再生可能資源の活用を拡大させる観点から、マスバランス方式を導入することとした。ただし、導入に当たっては、上記の基本的な考え方に示された3つの要件を満たすことが必要であり、第三者機関によるサプライチェーンのトレーサビリティに関する評価・認証が必須となる

67

- バイオマス由来原料と石油由来原料を混合して製造する場合に、投入されたバイオマス由来原料の量に応じて、その環境価値を製品に割り当てる方法。物理的な分離は行わないが、認証等により割当量を担保する仕組み
 - **グリーン購入法においては第三者機関によるサプライチェーンのトレーサビリティの評価・認証が必要**



68

プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方

令和6年9月 環境省

バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスバランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の3要素を満たすことが必要。

① 環境効果の把握

マスバランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる**環境負荷低減の効果（環境価値）**を、LCA等の専門家とも相談しながら**適切に把握**すること。



② 環境価値の適正な管理

サプライチェーン上の**環境価値のインプット・アウトプット**を、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、**適正に管理**すること。



③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、**ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解**するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた**適切な表示・コミュニケーション**を行うこと。

69

(前 略)

備考) 12 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。い、バイオマスプラスチックには、原料から製品への加工・流通工程において、バイオマス由来原料が化石由来原料と混合される場合に、バイオマス由来原料の投入量に応じて、製品の一部に対してバイオマス特性を割り当てるマスバランス方式によるものを含む。なお、マスバランス方式を活用する場合は、独立した認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関がサプライチェーンのトレーサビリティについて評価・認証する仕組みに基づくこと。



プラスチックに係るマスバランスの管理、認証制度について

バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックをグリーン購入法において導入する場合には、以下の3つの要件を満たすことが必要であり、特に②の環境価値の適切な管理を行うに当たっては、第三者機関による認証制度を活用することが不可欠である

- ① 環境効果の把握：LCAによる環境負荷低減効果の定量化
 - ② 環境価値の適正な管理：サプライチェーン全体におけるトレーサビリティの確保
 - ③ 適切な表示・コミュニケーション：消費者への正確な情報提供、グリーンウォッシュ対策
- ✓ 国際的な認証制度としてISCC PLUS、REDcert²、RSBなどがあり、これらの**第三者機関によるサプライチェーンのトレーサビリティの評価・認証が必要**。なお、第三者認証は前記の認証制度に限定するものではない

70

マスバランス方式を導入する分野・品目一覧

バイオマス由来特性を割り当てたプラスチック又は合成繊維に係る判断の基準等の見直し分野・品目一覧

分野	品目	判断の基準	配慮事項
文具類	金属を除く主要材料がプラスチックの製品	○	○
オフィス家具等	金属を除く主要材料がプラスチックの製品	○	
電子計算機等	電子計算機	○	○
	磁気ディスク装置		○
	記録用メディア	○	
オフィス機器等	電子式卓上計算機	○	
移動電話等	携帯電話、PHS、スマートフォン	○	○
家電製品	テレビジョン受信機		○
自動車等	乗用車、小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等、トラクタ		○
制服・作業服等	制服、作業服、帽子	○	
	靴	○	○
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、ニードルパンチカーペット、マットレス	○	
作業手袋	作業手袋	○	
その他繊維製品	集会用テント、防球ネット、旗、のぼり、幕	○	
役務	庁舎等において営業を行う小売業務	○	
	クリーニング		○
ごみ袋等	プラスチック製ごみ袋	○	○

注：マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチック又は合成繊維の割当率は繊維部分全体重量比の基準値を読み替えて適用し、バイオベース合成ポリマー含有率は適用しない。また、バイオマス由来特性を割り当てたプラスチックを原料とする場合のバイオマスプラスチック重量は当該割当率をもってバイオベース合成ポリマー含有率に代えて適用する。

71

- ① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等
- ② 令和7年度の主な見直しのポイント
 - a. 2段階の判断の基準等の活用について
 - b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
 - c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
 - d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
 - e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について
- ③ その他の判断の基準等の見直し等品目

72

新たにCFP算定・開示等を設定した品目

- カーボンフットプリントを算定した製品又はカーボン・オフセットされた製品等について引き続き対象品目の拡大に向け判断の基準等の設定を推進
 - 「カーボンフットプリントガイドライン」を踏まえた対応を促進
- 令和7年度においては下表の**24品目**について**カーボンフットプリントの算定・開示等を新たに判断の基準又は配慮事項として設定**
 - **制服、作業服、帽子、靴及びブルーシート**については、カーボンフットプリントの算定・開示を**2段階の判断の基準の基準値1**として設定
 - 上記5品目以外の品目については、**配慮事項として設定**

分野	品目	分野	品目
紙類	トイレットペーパー、ティッシュペーパー	作業手袋	作業手袋
画像機器等	トナーカートリッジ、インクカートリッジ	その他繊維製品	集会用テント、 ブルーシート 、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ
自動車等	乗用車用タイヤ	設備	太陽熱利用システム
制服・作業服等	制服、作業服、帽子、靴	役務	飲料自動販売機設置
インテリア・寝装寝具	カーテン、布製ブラインド、毛布、ふとん、マットレス		

73

現行のカーボンフットプリント又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット	閣議決定年月 ^{注3}
文具類（全85品目）	配慮事項	—	令和5年2月
オフィス家具等（全12品目）	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	基準値1	配慮事項	令和5年2月
プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	配慮事項	—	令和7年1月
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月
一次電池又は小形充電形電池	配慮事項	—	令和7年1月
携帯電話、PHS、スマートフォン	配慮事項	—	令和7年1月
テレビジョン受信機	配慮事項	—	令和5年2月
電気便座	配慮事項	—	令和5年2月
電子レンジ	配慮事項	—	令和7年1月
ストーブ	配慮事項	—	令和7年1月
温水器等（全4品目）	配慮事項	—	令和5年12月
LED照明器具、電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月
消火器	配慮事項	—	令和5年2月
金属製ブラインド	配慮事項	—	令和7年1月
タイルカーペット	基準値1	配慮事項	令和5年2月
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
印刷 ^{注2}	基準値1	基準値1	令和7年1月
プラスチック製ごみ袋	配慮事項	—	令和7年1月

注1：共通の判断の基準の「原材料に鉄鋼が使用された物品」は当該物品に使用している鉄鋼のCFPの算定・開示が必要

注2：印刷については基準値1としてCFPの算定・開示された印刷物又はカーボン・オフセットされた印刷物を設定（OR要件）

注3：閣議決定の年月はCFP又はカーボン・オフセットを新たに判断の基準等に設定した時期

74

① 令和7年度における見直し等品目一覧及び概要等

② 令和7年度の主な見直しのポイント

- a. 2段階の判断の基準等の活用について
- b. 認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等について
- c. 繊維製品に係る判断の基準等の見直しについて
- d. マスバランス方式によりバイオマス由来特性を割り当てたプラスチックの導入について
- e. カーボンフットプリント等に係る取組の促進について

③ その他の判断の基準等の見直し等品目

75

○ 地中熱利用システム

- 地中熱は場所を問わず一年を通して安定利用が可能で、空調・給湯及び融雪等において大きな省エネルギーが図れる熱源
- 環境基本計画（令和6年5月閣議決定）において地中熱を含む再生可能エネルギー熱の最大限の活用を図ることが、また、政府実行計画（令和7年2月閣議決定）では、地中熱を利用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入することが明記されているところ
- 地中熱利用システムを新規に特定調達品目として追加することにより、国及び独立行政法人等が率先して地中熱を導入することを呼び水とし、地方公共団体や民間企業等へ地中熱の一層の普及が進むことが期待

- 特定調達品目として**新規追加**
- 再生可能エネルギーである地中熱利用システムの導入促進を図る観点用最優先に判断の基準等を設定

76

地中熱利用システム【p.186】

地中熱利用システムに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
地中熱利用システム	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 地中熱（地下水熱を含む。）を利用する設備であり、暖気・冷気、温水・冷水、冷媒、不凍液等によって空気調和・給湯及び融雪を行うものであること。地中熱設備整備に際し、地下水熱利用を行う場合は、導入場所の地下水採取規制等を遵守の上、適切な設計及び運用を行うこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 地下水・地盤環境を継続的にモニタリング可能であること。 ② 地中熱利用ヒートポンプシステムの効率（成績係数）が高いこと。 ③ ライフサイクル全体における環境負荷の低減を考慮していること。</p>

備考) 「地中熱（地下水熱を含む。）」とは、地中浅部の一年を通して温度が安定している地中（地下水を含む。）の熱を利用するものをいう。

77

○ トイレtpペーパー、ティッシュペーパー

- ▶ トイレtpペーパー、ティッシュペーパーの衛生用紙については、その用途から使用後のリサイクルが不可能であるため、資源の有効利用の観点から、古紙パルプ配合率100%を判断の基準として設定しているところ
- ▶ トイレtpペーパーについては、グリーン購入法の施行当初の平成13年度から、ティッシュペーパーについては、翌14年2月からそれぞれ特定調達品目となっているが、これまで判断の基準等の改定は未実施
- ▶ 業界においては物流における効率化、環境負荷低減等の観点から、製品又は梱包のコンパクト化などの取組が検討されているところ

- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.108）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- トイレtpペーパーの長尺化、狭幅化（サイズ変更）を配慮事項として追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

78

衛生用紙【p.16】

トイレtpペーパー、ティッシュペーパーに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
トイレtpペーパー ティッシュペーパー	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 古紙パルプ配合率100%であること。</p> <p>② <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>① <u>トイレtpペーパーにあつては、製品の長尺化及び狭幅化が図られていること。</u></p> <p>② <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u></p> <p>③ 略</p>

- 備考)
- 1 判断の基準②の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.108「衛生用紙 Version2」に係る認定基準をいう。
 - 2 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
 - 3 配慮事項②の定量的環境情報は、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとす。

※ 以下の品目のカーボンフットプリント（CFP）の算定・開示に係る備考の記載は省略

79

○ トナーカートリッジ、インクカートリッジ

- トナーカートリッジ及びインクカートリッジについては、平成19年2月に特定調達品目に追加された品目
- 判断の基準については使用済み製品の回収システムの構築や回収部品の再使用・マテリアルリサイクル、再資源化、単純埋立ての回避等の資源循環に係る基準、トナー・インクの化学安全性に係る基準等が設定されているところ
- これまで国内外の環境政策や環境規制の動向を踏まえ、数次にわたり、有害物質の制限や資源循環に係る判断の基準等の見直しを実施してきたところ
- 令和3年2月にタイプ I 環境ラベル（エコマーク認定基準）の活用を判断の基準として追加

- プラスチック資源循環（循環性基準）の観点から、再使用・マテリアルリサイクル率を強化
 - ➔ トナーカートリッジは50%以上から**60%以上**、インクカートリッジは25%以上から**40%以上**
- プラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等について配慮事項に追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
 - ➔ 本体機器において消耗品を含めてカーボンフットプリントの算定・開示を行っている場合は単体で算定・開示している場合と同等とする

80

カートリッジ等①【p.62】

トナーカートリッジに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
トナーカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア及びウ～キ 略 イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（トナーを除く。）の60%以上であること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①、②及び⑤ 略 ③ <u>個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。</u> ④ <u>定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア. <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u> イ. <u>本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。</u>

81

インクカートリッジに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
インクカートリッジ	<p>【判断の基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 次のいずれかの要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 次の要件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ア及びウ～カ 略 イ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量（インクを除く。）の40%以上であること。 ② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 <p>【配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び④ 略 ② 個々のプラスチック製筐体部品は、それぞれ1種類のポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。また、筐体部品に使用されるすべての25gを超えるプラスチック製部品は、4種類以下の互いに分離可能なポリマー又はポリマーブレンドにより構成されていること。 ③ 定量的環境情報の算定及び開示については、次のいずれかであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 イ. 本体機器において当該機器の消耗品であるトナーカートリッジを含めて、製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が当該カートリッジと同一事業者により開示されていること。

82

テレビジョン受信機に係る判断の基準等の見直し① 

○ テレビジョン受信機

- テレビジョン受信機については、平成28年2月に省エネ法の多段階評価基準の改定に伴い、判断の基準等に係る見直しを実施したところ
- 令和3年度の検討において、令和3年5月に施行されたトップランナー基準の適用について検討したところであるが、測定方法が変更されこと等から、エネルギー消費効率（年間消費電力量）に係る暫定的な判断の基準を設定したところ（令和4年度に再検討）
- 令和4年度は、2026年度目標のトップランナー基準に対応した製品の供給状況等を踏まえ、エネルギー消費効率に係る判断の基準を設定。併せて、カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として設定

- エネルギー消費効率について**2段階の判断の基準を設定**（液晶テレビの2K以上～4K未満の区分を除く）
- 新たな判断の基準（**OR基準**）として**エコマーク認定基準（商品類型No.152）**を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合、再生プラスチック、バイオマスプラスチックの使用、素材代替等によるプラスチック使用削減を配慮事項に追加

83

テレビジョン受信機に係る判断の基準【基準値1及び基準値2を含む】

区分	基準値1	基準値2
2K未満（区分a）	トップランナー基準達成	トップランナー基準75%達成レベル
2K～4K未満（区分b）	トップランナー基準達成 (2段階の判断の基準の設定なし)	
4K以上（区分c）	トップランナー基準達成	トップランナー基準80%達成レベル
有機EL（区分d）	トップランナー基準達成	トップランナー基準88%達成レベル

84

テレビジョン受信機①【p.103】

テレビジョン受信機に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 次の①から⑥の要件、又は⑦の要件を満たすこと。</p> <p>① <u>液晶パネルを有するテレビジョン受信機（以下「液晶テレビ」という。）のうち、2K未満のもの</u>にあつては、エネルギー消費効率が<u>次の数値を上回らないこと</u>。</p> <p>ア. <u>基準値1</u>は、表1に示された区分の算定式を用いて算出した<u>基準エネルギー消費効率</u>（以下「当該区分の基準エネルギー消費効率」という。）の数値。</p> <p>イ. <u>基準値2</u>は、当該区分の<u>基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて</u>小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>② <u>液晶テレビのうち、2K以上4K未満のもの</u>にあつては、エネルギー消費効率が当該区分の<u>基準エネルギー消費効率の数値を上回らないこと</u>。</p> <p>③ <u>液晶テレビのうち、4K以上のもの</u>にあつては、エネルギー消費効率が<u>次の数値を上回らないこと</u>。</p> <p>ア. <u>基準値1</u>は、当該区分の<u>基準エネルギー消費効率</u>の数値。</p> <p>イ. <u>基準値2</u>は、当該区分の<u>基準エネルギー消費効率に125/100を乗じて</u>小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p> <p>④ <u>有機ELパネルを有するテレビジョン受信機（以下「有機ELテレビ」という。）</u>にあつては、エネルギー消費効率が<u>次の数値を上回らないこと</u>。</p> <p>ア. <u>基準値1</u>は、当該区分の<u>基準エネルギー消費効率</u>の数値。</p> <p>イ. <u>基準値2</u>は、当該区分の<u>基準エネルギー消費効率に114/100を乗じて</u>小数点第2位以下を切り捨てた数値。</p>

85

テレビジョン受信機に係る判断の基準等

品目	判断の基準等
テレビジョン受信機	<p>【判断の基準】 ⑤及び⑥ 略 ⑦ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u></p> <p>【配慮事項】 ①～⑤ 略 ⑥ <u>製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。若しくは、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。</u></p>

(前 略)

- 備考) 8 判断の基準⑦の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、商品類型No.152「テレビ Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①ア、判断の基準③ア又は判断の基準④アを満たし、かつ、判断の基準⑦を満たす場合は基準値1とする。

(後 略)

86

乗用車用タイヤに係る判断の基準等の見直し

○ 乗用車用タイヤ

- 乗用車用タイヤは平成18年2月に特定調達品目として追加
- 平成22年2月において転がり抵抗に係る判断の基準を設定し、燃費性能を高めるタイヤの調達の推進を図ってきたところ
- 令和2年度及び3年度において判断の基準を満たす乗用車用タイヤの市場への普及状況を踏まえ、転がり抵抗に係る基準の強化等について検討を行い、令和4年2月の基本方針から転がり抵抗に係る2段階の判断の基準を設定
- タイヤ騒音については自動車タイヤ業界の自主的取組として令和5（2023）年1月より「低車外音タイヤのラベリング制度」の運用を開始し、低車外音タイヤの普及促進を図っているところ

- 車外騒音性能（低車外音タイヤ）に係る判断の基準を設定
 - ➔ 国際基準のUN/ECE Regulation No.117-02のタイヤ騒音基準を満たす低車外音タイヤ
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加

87

乗用車用タイヤに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
乗用車用タイヤ	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、転がり抵抗係数が7.7以下であること。 イ. 基準値2は、転がり抵抗係数が9.0以下であること。</p> <p>② <u>車外騒音性能が表に示したタイヤのサイズごとの基準値以下であること。</u></p> <p>③ スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 略</p> <p>② <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u></p> <p>③ 略</p>

(前 略)

備考) 3 「車外騒音性能」の試験方法は、ISO 13325による。ただし、国際連合欧州経済委員会の「タイヤの車外騒音・ウェット路面上の摩擦力・転がり抵抗に係る協定規則第117号（以下UN R117）」という。」による規制の対象外となるタイヤには判断の基準②を適用しない。

(後 略)

太陽熱利用システムに係る判断の基準等の見直し

○ 太陽熱利用システム（公共・産業用）

- 太陽熱利用システムはグリーン購入法施行当初から特定調達品目
- 当初は導入を推奨する品目として設定し、数値基準は設定していなかったが、平成21年2月より判断の基準を設定し、平成27年2月には集熱効率の強化、平成30年2月には使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等、平成31年2月には空気集熱式集熱器に係る判断の基準の追加等を実施したところ
- 令和4年2月に太陽集熱器のJIS規格（JIS A 4112）の改正に伴う見直しを実施するとともに、日集熱効率の基準について、2段階の判断の基準を設定

- 新たな判断の基準（OR基準）としてエコマーク認定基準（商品類型No.154）を活用（エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のもの）
- 製品の包装又は梱包における負荷低減、素材代替等によるプラスチック使用削減を配慮事項に追加
- カーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項として追加
- 設備の長期使用等の観点から、適切な点検保守・修理及び維持管理、必要な設備更新の実施に係る検討、使用済みのシステムの撤去・廃棄時に留意すべき内容等を調達者向けの留意事項として追記

太陽熱利用システムに係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
太陽熱利用システム（公共・産業用）	<p>【判断の基準】</p> <p>○ <u>次の①及び②の要件、又は③の要件を満たすこと。</u></p> <p>① 日集熱効率が次の要件を満たすこと。 ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。 イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準。</p> <p>② 集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウェブサイト等により、容易に確認できること。</p> <p>③ <u>エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①及び② 略</p> <p>③ <u>製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u></p> <p>④～⑥ 略</p> <p>⑦ <u>製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。加えて、プラスチック代替素材の活用等により、プラスチック使用の削減が図られていること。</u></p>

90

太陽熱利用システム②

太陽熱利用システムに係る判断の基準等

（前 略）

備考) 3 判断の基準③の「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク商品類型のうち、商品類型No.154「太陽熱利用システム Version1」に係る認定基準をいう。なお、判断の基準①アを満たし、かつ、判断の基準③を満たす場合は基準値1とする。

（中 略）

6 調達を行う各機関は、次の事項に十分留意すること。

ア～エ 略

オ. 長期安定的かつ効率的な利用が可能となるよう、適切に保守点検・修理及び維持管理を実施すること。また、必要に応じ、設備の更新について検討を行うこと。

カ. 使用済みの太陽熱利用システムを撤去・廃棄する場合は、資源循環の観点から再使用又は再生利用に努めることとし、再使用又は再生利用できない部分については、廃棄方法、廃棄時の注意事項等の提供情報を踏まえ、適正な処理を行うこと。

91

○ 食堂（役務）

- 食堂は平成14年2月から特定調達品目に追加
- 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製食器・容器等の原則使用禁止、食品廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者への普及啓発等を判断の基準として設定するなど大幅に強化
- また、令和4年2月には配慮事項として地域の農産物、有機農業により生産されたものを追加するなど、他の法令・制度との整合を図りつつ見直し
- 食堂において飲食物を提供する場合2段階の判断の基準（基準値1）を設定※
※ 環境負荷低減の取組の「見える化」又は有機農業により生産された農産物等
- GAP（Good Agricultural Practice）認証の活用提案（本年度提案募集）

- 環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農作物等を取り扱うことを基準値1として設定
→ GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等の認証を受けて生産されたもの
- 食堂で使用する食器について高耐久性による長期使用を配慮事項として追加
- 冷凍冷蔵機器を使用する場合のフロン類対策（フロン類の不使用又は常時監視システムの使用）を配慮事項として追加
→ 特に飲料自動販売機を使用する場合は飲料自動販売機設置に係る判断の基準等を満たす機器の設置に努める旨記載（後述の小売業務と同様）

92

食堂（役務）① [p.240]

食堂に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
食堂	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂にあつては、<u>基準値1は、①及び②から⑩までの要件を、基準値2は、②から⑩までの要件をそれぞれ満たすこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">① <u>食堂内における飲食物の提供に当たっては、次のいずれかの要件を満たすこと。</u></p> <p style="margin-left: 40px;">ア. 環境負荷低減の取組の「見える化」を行った農産物又はこれを原材料とする加工食品を取り扱うこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">イ. 可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。</p> <p style="margin-left: 40px;">ウ. <u>環境負荷低減に寄与する持続可能な農業生産工程管理から生産されたことが第三者によって確認された農産物又はこれを原材料とする加工品を取り扱うこと。</u></p> <p style="margin-left: 20px;">②～⑩ 略</p> <p>【配慮事項】</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ 食器は、可能な限り修繕又は再生利用されること。また、<u>高耐久性を有し長期使用されること。</u></p>

93

食堂に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
食堂	<p>【配慮事項】</p> <p>⑦及び⑧ 略</p> <p>⑨ <u>冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。</u></p> <p><u>ア. 冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</u></p> <p><u>イ. 冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。</u></p>

(前 略)

備考) 4 判断の基準①ウの「持続可能な農業生産工程管理」とは、GAP (Good Agricultural Practices) に基づき、農業の各工程を実施・記録・点検・評価しながら、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理について継続的な改善活動を行う取組であって、第三者による確認によって信頼性と透明性を確保し、環境負荷の低減に寄与することで、持続可能な農業の実現を目指して行われる農業をいう。なお、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP又はJGAPの認証を受けて生産された農産物、農林水産省作成の「国際水準GAPガイドライン」に準拠し、第三者による確認を受けた都道府県GAP等により生産された農産物は、この要件を満たす。

(中 略)

1 2 冷凍冷蔵機器のうち、飲料自動販売機を使用する場合は、本基本方針「22-11 飲料自動販売機設置」における自動販売機本体に係る判断の基準及び配慮事項を満たす機器を設置するよう努めるものとする。

94

食堂に係る判断の基準等

備考) 1 3 (略)

1 4 「常時監視システム」とは、「第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項」（平成26年経済産業省・環境省告示第13号）第二1（2）①に規定するフロンの漏えい又は機器の故障等を常時監視するシステムをいう（本体に内蔵・搭載されているタイプと別売りの専用機器を本体に接続するタイプの両方を含む。）。本体の使用開始時点において、当該システムの利用に必要な機器の設置・接続（サービス契約を要する場合には当該契約の締結を含む。）が完了して、当該システムが利用可能な状態となっていることをもって適合となる。

95

○ 庁舎等において営業を行う小売業務（役務）

- 庁舎等において営業を行う小売業務は平成19年2月から特定調達品目に追加
- 平成31年2月にワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減のための取組、植物由来（バイオマス）のプラスチック製買物袋の使用等について判断の基準に追加等を実施
- 令和3年2月にワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）について、バイオマスプラスチック原料の配合率基準値を10%から25%への引き上げ、呼び厚さの基準、単一素材など再生利用のための工夫を判断の基準に追加
- レジ袋のバイオマスプラスチック配合率引き上げ提案（本年度提案募集）

- レジ袋を提供する場合のバイオマスプラスチック配合率を25%から50%へ引き上げ
- 認定プラスチック使用製品に係る配慮の方向性等を踏まえ4つの製品分野の製品について取扱いを判断の基準として設定
 - ➔ 配慮の方向性等は36枚目、判断の基準は38枚目のスライドを参照
- 冷凍冷蔵機器を使用する場合のフロン類対策（フロン類の不使用又は常時監視システムの使用）を配慮事項として追加
 - ➔ 特に飲料自動販売機を使用する場合は飲料自動販売機設置に係る判断の基準等を満たす機器の設置に努める旨記載（前述の食堂と同様）

96

小売業務（役務）【p.268】

庁舎等において営業を行う小売業務に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
庁舎等において 営業を行う小売 業務	<p>【判断の基準】</p> <p>○ 庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（以下「レジ袋」という。）を提供する場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. バイオマスプラスチックであつて環境負荷低減効果が確認されたものが50%以上使用されていること。</p> <p>イ. 呼び厚さが0.02mm以下であること。</p> <p>ウ. 素材が単一であるなど、再生利用のための工夫がなされていること。</p> <p>⑥ <u>認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考15に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>①～⑤ 略</p> <p>⑥ <u>冷凍冷蔵機器を使用する場合は、次のいずれかであること。</u></p> <p>ア. <u>冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。</u></p> <p>イ. <u>冷媒にフロン類を使用する場合は、常時監視システムを使用したものであること。</u></p> <p>⑦ 略</p>

97

○ 飲料自動販売機設置（役務）

- ➔ 飲料自動販売機設置は平成22年度に特定調達品目検討会の下に分科会を設置して品目追加に係る検討を開始。平成23年2月に特定調達品目として追加
- ➔ 判断の基準等については以降複数回の改定を重ねており、現行の判断の基準は令和3年2月に設定※されたもの
 - ※ 缶・ボトル飲料自動販売機の年間消費電力量に係る判断の基準は**トップランナー基準の120%達成レベルかつ1,000kWh/年以下**
- ➔ 国等の機関における缶・ボトル飲料自動販売機の総設置台数は3~4千台（国内出荷台数の約2%）で推移。判断の基準等の強化・見直しにより、地方公共団体や民間への波及効果を含め、大きな環境負荷の低減効果が期待

- 全国の普及状況及び国等の機関の調達の9割以上を占める缶・ボトル飲料自動販売機に係るエネルギー消費効率に係る判断の基準を強化
- 認定プラスチック使用製品の取扱いを判断の基準に設定
- 資源循環、循環性基準の導入、強化等の観点から、プラスチック部品を使用している場合、再生プラスチックの可能な限りの使用を配慮事項に追加
- ゾーンクーリング機能を配慮事項として設定（缶・ボトル飲料自動販売機）
- 缶・ボトル飲料自動販売機の新造機についてカーボンフットプリントの算定・開示を配慮事項に追加

98

自動販売機設置に係る判断の基準等① 【p.273】

飲料自動販売機設置に係る判断の基準等

品 目	判断の基準等
飲料自動販売機設置	<p>【判断の基準】</p> <p>① 缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア. <u>エネルギー消費効率達成率が125%以上</u>であること。</p> <p>イ. <u>エネルギー消費効率が900kWh以下</u>であること。ただし、<u>エネルギー消費効率達成率が140%以上</u>のものにあつては、<u>エネルギー消費効率が1000kWh以下</u>であること。</p> <p>②~⑨ 略</p> <p>⑩ <u>缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、認定プラスチック使用製品の対象となる製品分野に該当する製品を取り扱う場合は、備考11に示す要件を満たす製品を取り扱うこと。</u></p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 略</p> <p>② 自動販売機本体の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける<u>温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。</u></p> <p>③~⑤ 略</p> <p>⑥ <u>プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。</u></p> <p>⑦ 缶・ボトル飲料自動販売機にあつては、<u>ゾーンクーリング機能を有すること。</u></p> <p>⑧~⑪ 略</p>

99

飲料自動販売機設置に係る判断の基準等

(前 略)

備考) 1 1 「認定プラスチック使用製品」とは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品をいい、対象となる製品分野及び製品、求められる要件等は、次のとおり。ただし、調達に際しての支障や供給上の制約等がない場合に限る。

供給量が不足、地域において入手が困難など

- ・ ペットボトル入り清涼飲料製品のうち、清涼飲料用ペットボトル容器が認定プラスチック使用製品、かつ、再生プラスチック又は環境負荷低減効果が確認されたバイオマスプラスチックが合計でプラスチック重量の30%以上使用されていること。

※ 再生プラスチック又はバイオマスプラスチック配合率は設計認定基準より高い配合率に設定

1 2 配慮事項②の定量的環境情報は、自動販売機本体に適用することとし、カーボンフットプリント（ISO 14067）、ライフサイクルアセスメント（ISO 14040及びISO 14044）又は経済産業省・環境省作成の「カーボンフットプリント ガイドライン」等に整合して算定したものとする。ただし、令和8年4月1日以降に製造された缶・ボトル飲料自動販売機に適用するものとする。

(後 略)

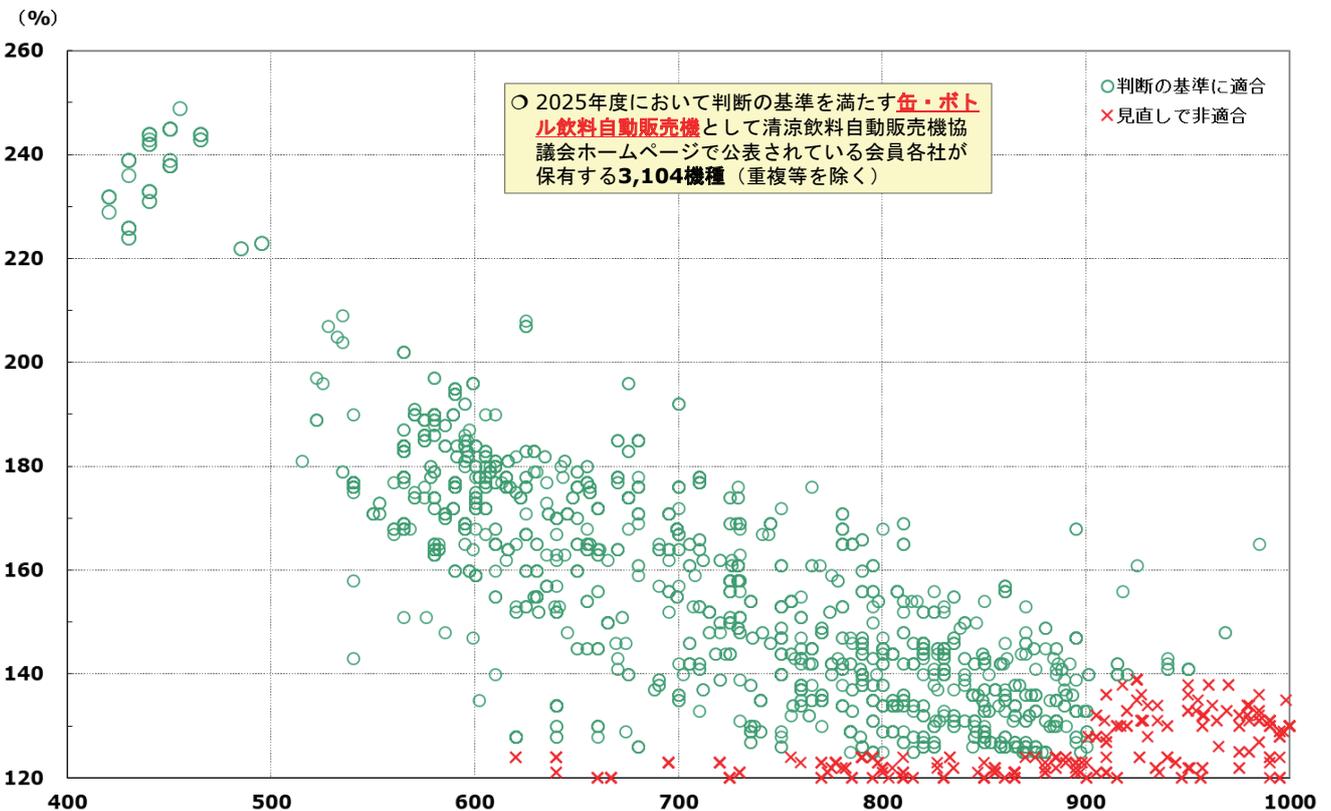
省エネ基準達成率及び年間消費電力量の強化

判断の基準の項目	現行の判断の基準	判断の基準見直し案
エネルギー消費効率達成率 (省エネ基準達成率)	120%以上	125%以上
エネルギー消費効率 (年間消費電力量)	1,000kWh以下	900kWh以下※

※省エネ基準達成率が140%以上の場合は年間消費電力量が1,000kWh以下でも可

100

省エネ基準達成率及び年間消費電力量の分布



注：年間消費電力量400kWh未満の機種（10件）については図示していない

資料：清涼飲料自動販売機協議会「2025年度グリーン購入法適合機種」一覧より作成 101

フロン類の排出抑制対策に関連する品目に係る判断の基準等の見直し

分野	品目	判断の基準等の見直し
エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー	○ 家庭用エアコンを買い換える場合には、家電リサイクル法の適用対象となることを踏まえ家電リサイクル券の写しを受け取る旨 調達者向け留意事項 に記載
	業務用エアコンディショナー	○ 常時監視システムを使用したもの（使用開始時点にシステムが稼働可能であること）の導入を 判断の基準 に設定
役務	食堂	○ 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、フロン類の不使用又は常時監視システムを使用したもの（使用開始時点にシステムが稼働可能であること）の導入を 配慮事項 に追加
	庁舎管理	○ 空気調和設備又は熱源設備等の冷媒としてフロン類を使用している場合のフロン類漏えい対策として常時監視システムの導入及び漏えい時における早期対応が可能な体制の整備について検討する旨 調達者向け留意事項 に記載
	庁舎等において営業を行う小売業務	○ 冷凍冷蔵機器を使用する場合は、フロン類の不使用又は常時監視システムを使用したもの（使用開始時点にシステムが稼働可能であること）の導入を 配慮事項 に追加

- グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に定める特定調達品目及びその判断の基準等の見直しの参考とするため、毎年度、特定調達品目に関する提案募集を実施しています。
- 令和8年度も、[温室効果ガス排出削減（CFP 等の定量的環境情報の開示やカーボン・オフセットされた製品・サービス等含む）](#)や[プラスチックの資源循環に資する提案](#)、および [2段階の判断の基準（基準値 1, 2）に係る提案](#)について募集します。
- 提案募集の時期は、[令和8年5月頃](#)を予定していますので、環境物品等の製造・販売等を行う事業者等の皆様からのご提案をお待ちしています。

【提案募集の内容】

● 特定調達品目の追加及びその判断の基準の提案

● 現行の判断の基準の強化、見直し等の提案（基準値 1 への設定提案を含む）

※提案募集は、「物品・役務」「公共工事」の分野に分けてそれぞれ実施

※基準値 1 とは、調達に際しての支障や供給上の制約がない限り、調達を推進していくより高い環境性能を示したもの

- 令和7年度の提案募集の募集要項等は、下記URLからご覧いただけます。
https://www.env.go.jp/press/press_04858.html（物品・役務）
https://www.env.go.jp/press/press_04859.html（公共工事）
- 令和8年度の提案募集については、提案募集開始時に環境省、経済産業省及び国土交通省より報道発表するとともに、環境省のグリーン購入法に関する下記サイトにも掲載いたします。
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>

国等の機関向け事務連絡

調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて

- 国等の各機関においては、調達方針の策定、調達実績のとりまとめについて、下記のスケジュールにてご対応をお願いします。
- 電子化の観点から、関係省庁等間のやり取りについては、公文への捺印を省略するとともに、原則として電子データでの授受となります。
- 公文書のひな型、手続きについては、別途メールにてご連絡します。

事務手続きスケジュール

時期	手続き等
令和8年3月末まで	令和8年度調達方針の作成（各機関）
令和8年4月17日（金）まで	令和8年度調達方針に関する環境省への連絡（担当者及び公表URLの通知）
令和8年6月30日（火）まで	令和7年度調達実績の公表・環境省への報告

- ☞ 国等の機関向け事務手続、調達実績の集計フォーマット等は、グリーン購入法.netの[「参考資料」](#)のサイトに掲載しています。

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/shiryou.html>

特定調達品目及び判断の基準等の改定一覧

資料5

：判断の基準等変更品目
 ：新規追加品目

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
前文				*関連計画の改定に伴う修正、リユースの促進について記載
物品共通		原材料に鉄鋼が使用された物品		*配慮事項に非化石電力の活用を追加
1 紙類	7	コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレトーパー ティッシューパー		*判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 *配慮事項に「製品の長尺化及び狭幅化」及び「定量的環境情報の算定・開示」を追加 *判断の基準の選択肢として、エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであることを追加 *配慮事項に「定量的環境情報の算定・開示」を追加
2 文具類	85	シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印 ゴム印 回転ゴム印 定規 トレー 消しゴム ステープラー(汎用型) ステープラー(汎用型以外) ステープラー針リムーバー 連射式クリップ(本体) 事務用修正具(テープ) 事務用修正具(液状) クラフトテープ 布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット(玉) マグネット(バー) テープカッター パンチ(手動) モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 紙めくりクリーム 鉛筆削(手動) OAクリーナー(ウエットタイプ) OAクリーナー(液タイプ) ダストブロー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター(枠あり) 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カuttingマット デスクマット OHPフィルム		

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		絵筆	1 1	*品目名称を「ファイル(クリアホルダー及びクリアファイルを除く。)」に変更(クリアホルダー及びクリアファイルは新規品目として独立) クリアフォルダー クリアファイル *基準値1に「認定プラスチック使用製品であること」を追加
		絵の具		
		墨汁		
		のり(液状)(補充用を含む。)		
		のり(澱粉のり)(補充用を含む。)		
		のり(固形)(補充用を含む。)		
		のり(テープ)		
		ファイル		
		バインダー		
		ファイリング用品		
		アルバム(台紙を含む。)		
		つづりひも		
		カードケース		
		事務用封筒(紙製)		
		窓付き封筒(紙製)		
		けい紙		
		起案用紙		
		ノート		
		パンチラベル		
		タックラベル		
		インデックス		
		付箋紙		
		付箋フィルム		
		黒板拭き		
		ホワイトボード用レーザー		
		額縁		
		テープ印字機等用カセット		
		テープ印字機等用テープ		
		ごみ箱		
		リサイクルボックス		
		缶・ボトルつぶし機(手動)		
		名札(机上用)		
		名札(衣服取付型・首下げ型)		
鍵かけ(フックを含む。)				
チョーク				
グラウンド用白線				
梱包用バンド				
3	オフィス家具等	12		
		いす		
		机		
		棚		
		収納用什器(棚以外)		
		ローパーティション		
		コートハンガー		
		傘立て		
		掲示板		
		黒板		
		ホワイトボード		
		個室ブース		
		ディスプレイスタンド		
4	画像機器等	10		
		コピー機		
		複合機		
		拡張性のあるデジタルコピー機		
		プリンタ		
		プリンタ複合機		
		ファクシミリ		
		スキャナ		*判断の基準の再生プラスチック部品等の使用に関する経過措置の終了
		プロジェクタ		
		トナーカートリッジ		*判断の基準の再使用・マテリアルリサイクル率の引き上げ(50%→60%) *配慮事項にプラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等を追加 *配慮事項に「定量的環境情報の算定・開示」を追加
		インクカートリッジ		*判断の基準の再使用・マテリアルリサイクル率の引き上げ(25%→40%) *配慮事項にプラスチック製筐体部品の単一ポリマー化等を追加 *配慮事項に「定量的環境情報の算定・開示」を追加

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
5 電子計算機等	4	電子計算機 磁気ディスク装置 ディスプレイ 記録用メディア		
6 オフィス機器等	5	シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 一次電池又は小形充電式電池		
7 移動電話等	3	携帯電話 PHS スマートフォン		*携帯型充電器のシェアリングサービスの活用可能性を調達者向け留意事項に記載
8 家電製品	6	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ		*エネルギー消費効率に2段階の判断の基準を設定(2K以上4K未満の液晶テレビの区分を除く) *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に製品の包装又は梱包への再生プラ又はバイオマスプラの使用、プラスチック使用の削減について追加
9 エアコンディショナー等	4	家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ		*買い換え時の家電リサイクル法に則った適正処理を留意事項に記載 *判断の基準に、フロン類の常時監視システムの搭載について追加
10 温水器等	4	ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器		
11 照明	3	LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯 電球形LEDランプ		
12 自動車等	8	乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 乗用車用タイヤ 2サイクルエンジン油		*軽油を燃料とする自動車について供給体制が整った地域からリニューアブルディーゼルの利用に努める旨を備考に追記 *判断の基準に車外騒音性能に係る基準を追加 *配慮事項に「定量的環境情報の算定・開示」を追加 *JIS K 0102の廃止に伴う備考の修正
13 消火器	1	消火器		
14 制服・作業服等	4	制服 作業服 帽子 靴		*基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」かつ「回収システム保有」を設定 *再生PET由来ポリエステル繊維配合率の強化、植物由来合成繊維配合率の強化、新たに混紡繊維に係る判断の基準の設定 等 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、環境配慮設計がなされていることを追加
15 インテリア・寝装寝具	11	カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タイルカーペット		*基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」又は「回収システム保有」を設定 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、環境配慮設計がなされていることを追加 *基準値1として「回収システム保有」を設定(定量的環境情報の算定・開示のいずれかを選択) *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、環境配慮設計がなされていることを追加

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		タフテッドカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベットフレーム マットレス		<p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*基準値1として「回収システム保有」を設定 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*基準値1として「回収システム保有」を設定 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」を追加</p>
16 作業手袋	1	作業手袋		<p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *判断の基準の「ポストコンシューマ材料」を「故繊維」に修正 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p>
17 その他 繊維製品	7	集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ		<p>*基準値1として「回収システム保有」を設定 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *再生PET樹脂10%以上使用、かつ回収システムの保有、植物由来の合成繊維10%以上使用かつ回収システムの判断の基準の削除 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*基準値1として「定量的環境情報の算定・開示」又は「回収システム保有」を設定 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *再生PET樹脂10%以上使用、かつ回収システムの保有の判断の基準の削除等 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *再生PET樹脂10%以上使用、かつ回収システムの保有、植物由来の合成繊維10%以上使用かつ回収システムの判断の基準の削除 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p> <p>*対象範囲の明確化 *判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に、「定量的環境情報の算定・開示」、「環境配慮設計がなされていること」を追加</p>
18 設備	11	太陽光発電システム(公共・産業用) 太陽熱利用システム(公共・産業用) 燃料電池 エネルギー管理システム 生ゴミ処理機 節水器具 給水栓 日射調整フィルム 低放射フィルム テレワーク用ライセンス Web会議システム	1	<p>*判断の基準の選択肢として、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」を追加 *配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」、製品の包装又は梱包に係る負荷低減及びプラスチック使用の削減を追加 *調達者向け留意事項に、長期利用のための維持管理、廃棄時の負荷低減について記載</p> <p>地中熱利用システム</p>

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
19 災害備蓄用品	11	(毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池)		*繊維関連の品目の見直しに伴う修正(作業手袋)
		災害備蓄用飲料水		
		アルファ化米		
		保存パン		
		乾パン		
		レトルト食品等		
		栄養調整食品		
		フリーズドライ食品		
		備蓄用作業服		
		非常用携帯燃料		
		携帯発電機		
		非常用携帯電源		
20 公共工事	70	公共工事		
		<資材>		
		建設汚泥から再生した処理土		
		土工用水砕スラグ		
		銅スラグを用いたケーソン中詰め材		
		フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材		
		地盤改良用製鋼スラグ		
		高炉スラグ骨材		
		フェロニッケルスラグ骨材		
		銅スラグ骨材		
		電気炉酸化スラグ骨材		
		再生加熱アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物		
		中温化アスファルト混合物		
		鉄鋼スラグ混入路盤材		
		再生骨材等		
		間伐材		
		高炉セメント		
		フライアッシュセメント		
		エコセメント		
		透水性コンクリート		
		鉄鋼スラグブロック		
		フライアッシュを用いた吹付けコンクリート		
		下塗用塗料(重防食)		
		低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料		
		高日射反射率塗料		
		高日射反射率防水		
		再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)		
		再生材料を用いた舗装用ブロック類 (プレキャスト無筋コンクリート製品)		
		パークたい肥		
		下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水 汚泥コンポスト)		
		LED道路照明		
		再生プラスチック製中央分離帯ブロック		
		セラミックタイル		
		断熱サッシ・ドア 製材		
		集成材		
		合板		
		単板積層材		
		直交集成板		
		フローリング		
		パーティクルボード		
		繊維版		
		木質系セメント板		
木材・プラスチック再生複合材製品				
ビニル系床材				
断熱材				
照明制御システム				
変圧器		*省エネ法トップランナー基準の改定に伴う見直し		
吸収冷温水機				
水蓄熱式空調機器				
ガスエンジンヒートポンプ式空調和機				
送風機				
ポンプ				
排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管				
自動水栓				

分野	特定調達品目 (令和7年1月閣議決定)		特定調達品目の判断の基準等の改定の主な内容 (令和8年度基本方針)	
	品目数	品目名称	追加・削除 品目数	品目名称等
		自動洗浄装置及びその組み込み小便器 大便器 再生材料を使用した型枠 合板型枠 <建設機械> 排出ガス対策型建設機械 低騒音型建設機械 <工法> 低品質土有効利用工法 建設汚泥再生処理工法 コンクリート塊再生処理工法 路上表層再生工法 路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法 <目的物> 排水性舗装 透水性舗装 屋上緑化		
21 役 務	20	省エネルギー診断 印刷 食堂 自動車専用タイヤ更生 自動車整備 庁舎管理 植栽管理 加煙試験 清掃 タイルカーペット洗浄 機密文書処理 害虫防除 輸配送 旅客輸送(自動車) 庁舎等において営業を行う小売業務 クリーニング 飲料自動販売機設置 引越輸送 会議運営 印刷機能等提供業務		*基準値1にGAP認証又は同等のものであることを追加(選択肢) *配慮事項に、冷凍冷蔵機器への自然冷媒の使用、フロン類の常時監視システムの搭載について追加 *フロン類の漏えい防止のための常時監視システムの導入、漏えい時の早期対応のための体制整備について調達者向け留意事項に記載 *再生プラスチックを使用したストレッチフィルムを配慮事項に追加 *軽油を燃料とする場合はバイオディーゼル燃料混合軽油(B5)及びリニューアブルディーゼル(RD)の利用可能性を検討する旨備考に記載 *航空機を利用する場合は、持続可能な航空燃料(SAF)の利用可能性を検討する旨備考に記載 *軽油を燃料とする場合はバイオディーゼル燃料混合軽油(B5)及びリニューアブルディーゼル(RD)の利用可能性を検討する旨備考に記載 *判断の基準に、認定プラスチック使用製品の取扱いについて追加 *レジ袋のバイオマスプラスチックの配合率を引き上げ(25%→50%) *配慮事項に、冷凍冷蔵機器への自然冷媒の使用、フロン類の常時監視システムの搭載について追加 *エネルギー消費効率達成率を120%から125%以上に引き上げ *エネルギー消費効率を1000kWhから900kWhに引き上げ(達成率140%以上のものは据え置き) *配慮事項に「定量的環境情報の算定・開示」、再生プラスチックの可能な限りの使用、ゾーンクーリング機能を追加(缶・ボトル自販機)
22 ごみ袋等	1	プラスチック製ごみ袋		
品目数	288		3	【22分野291品目】